

「住民記録システムのネットワーク
の構築等に関する研究会」報告書

平成 8 年 3 月

住民記録システムのネットワーク
の構築等に関する研究会

まえがき

住民基本台帳は、昭和42年に制定された住民基本台帳法に基づき、住民としての地位に関する届出等を一本化し、また、住民に関する記録の処理がすべてそれに基づいて行われるための台帳として各市町村において設けられている。

現在では、この住民基本台帳は、住民に関する記録を正確かつ統一的行う台帳として、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録等住民に関する事務処理の基礎となるとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化に大きく寄与しており、住民の利便性の増進や市町村の行政の合理化が図られてきている。

また、住民基本台帳事務については、各市町村において早くから電子計算機を利用した事務処理の効率化が図られてきており、法制度上も昭和60年の住民基本台帳法の改正により磁気ディスク等をもって住民票を調製することが可能となり、現在ではほとんどの市町村で住民基本台帳の電算化が行われている。

当研究会は、以上のような住民基本台帳制度の果たしている役割を踏まえて、今後の高度情報化社会や高齢社会、地方分権の流れに対応していくとともに、全国的な住民の移動や交流が一般化し、地域間の交流や連携も活発に展開されているという状況の下での住民サービスの質的向上と行政の簡素効率化を図るため、住民基本台帳を基礎とした市町村や都道府県の区域を越える本人確認のためのネットワークシステムの構築についての調査・研究を進めてきた。

当研究会は、平成6年度及び7年度の2カ年度にわたり検討を行ってきたが、平成6年度末においては、その中間報告を発表し、各方面からさまざまな反響が寄せられたところである。平成7年度においては、この中間報告に対する各方面の反応も参考にしながら、千葉県船橋市における住民基本台帳電算システムの実態調査や大蔵省及び社会保険

庁からの説明等を含む合計12回の会合を開催し、個人情報の保護措置、ネットワークシステムの利用分野その他の諸課題について審議・検討を行ってきたところである。

本報告では、新たな時代の流れに対応した、住民基本台帳を基礎としたネットワークシステムの重要性を明らかにするとともに、このネットワークシステムの具体的な在り方等について意見をとりまとめたものである。住民基本台帳制度を所管する自治省においては、今後、このネットワークシステムの導入や運用の主体となる地方公共団体をはじめ各方面における論議を経て、その早期の実現を図ることを期待する。

研究会委員名簿

秋山 穰	桜美林大学国際学部教授
朝倉敏夫	読売新聞社論説委員
安藤俊裕	日本経済新聞社論説委員
大島敏男	日本放送協会解説委員
加藤治彦	NTTデータ通信株式会社第三公共システム事業部行政システム企画開発部長
鐘ヶ江真知恵	東京都中央区区民課長
金子治夫	静岡県浜松市企画課長
川島正英	朝日新聞社友、株式会社地域活性化研究所代表
古農文雄	社団法人日本経営協会コンサルタント
座長 小早川光郎	東京大学法学部教授
柴田啓次	千葉経済大学経済学部教授
鈴木庸夫	千葉大学法経学部教授
長野和夫	産業経済新聞社論説委員
長谷部恭男	東京大学法学部教授
水野忠恒	早稲田大学法学部教授
吉田 博	財団法人地方自治情報センター情報調査部長

目次

第1	はじめに	
1	高度情報化社会の到来	1
2	分権社会における相互連携の必要性	1
3	市町村や都道府県の区域を 越えた本人確認システムの必要性	2
4	住民基本台帳を基礎とした ネットワークシステムの構築	3
5	ネットワークシステムの構築に当たっての留意点	4
第2	制度導入の目的	
1	ネットワークシステムの構築	6
2	ネットワークシステムの性格	6
第3	住民基本台帳ネットワークシステムの概要	
1	住民基本台帳ネットワークシステムの構成	7
2	住民基本台帳コードの設定	7
3	センターの設置	9
4	センターの性格	9
5	センターのファイルに保有する情報	10
6	センターから他の行政機関への情報提供	11
7	ネットワークシステムの構築に 当たっての技術的な安全性の確保措置	11
8	市町村をネットワーク化するに当たっての留意点	13
9	ネットワークシステムに関する相談・苦情処理等	13
第4	住民基本台帳カード	
1	住民基本台帳カードの基本的な考え方	15
2	カードの発行	15
3	カードの在り方	15

第5 制度の利用分野		
1 制度の利用についての基本的な考え方	17
2 住民基本台帳事務の効率化・広域化	17
3 他の行政機関等における本人確認事務等への利用	19
4 その他カードの活用が想定される場面	23
第6 個人情報の保護に係る措置		
1 個人情報の保護に関する基本的な考え方	25
2 諸外国における		
本人確認システムと個人情報保護措置	25
3 OECD理事会勧告8原則について	29
4 「個人情報保護法」及び地方公共団体		
における個人情報保護条例の概要	29
5 ネットワークシステムの構築		
に当たって必要な個人情報保護措置	31
第7 今後の検討について	37
(別図)		
図1 ネットワークシステムの概念図	38
図2 コミュニケーション・サーバーのイメージ	39
図3 技術的な安全性確保措置のイメージ	40
図4 住民基本台帳カードの様式のイメージ	41
図5 災害時等において市町村の住民基本台帳電算		
システムが稼働しないときの補完のイメージ	42
図6 市町村内任意の投票所における投票のイメージ	43
図7 緊急時等の安否確認のイメージ	44
図8 他の行政機関等における本人確認のイメージ	45
図9 カードを利用した広域的な公共サービスのイメージ	46
図10 年金業務における現況確認手続の簡素化のイメージ	47

その他

第1 はじめに

1 高度情報化社会の到来

近年において、コンピュータと電気通信回線の有効活用による情報通信の高度化が著しく進展しつつある。この流れを的確にとらえることが、21世紀における豊かな国民生活と活力ある経済社会を実現するための有力な方策の一つであると指摘されている。

すでに民間部門においてはそれぞれの業務で、銀行のオンラインシステムやクレジットカードシステムなど多くのコンピュータ・ネットワークシステムが実用化される等の高度情報化社会への対応が着実に進展している。

また、一部の地方公共団体においては、個々の市町村の区域を越える広域行政圏や都道府県単位で住民サービスのネットワーク化を図ろうとする取組が行われたり、カードシステムを導入して住民サービスの高度化に活用したりするなどの独自の積極的な取組が行われている。

さらに、近年、交通や通信手段の目覚ましい発達により、住民の生活圏や行動範囲は飛躍的に拡大し、市町村や都道府県の区域を越えた住民の全国的な交流や移動が一般化するとともに、地域間の交流や連携も活発に展開されている。このような住民の活動領域と各地方公共団体の区域との乖離がますます増大していくことが予想される。こうした状況の下では、個別の地方公共団体の努力のみでは一定の限界があり、地方公共団体全体としても、高度情報化社会の急速な進展について適切に対応するための新たな仕組みが必要となっている。

2 分権社会における相互連携の必要性

現在の我が国においては、国と地方の役割分担を明確にし、行政の在り方を分権型行政システムへと転換していくことが、内政における

最大の課題の一つとされている。

地方分権が進むことで社会全体の在り方も変化していくこととなり、これに対応して個人や地域の自発性・自立性が高まるとともに、独自の発展の可能性が拡大することとなる。また、個人や地域が本来持っている豊かな資質や魅力、可能性がより効果的に発揮できるようになることが期待される。

地方分権を進めていくためには、これまで内政において国が担ってきた役割を地方が国に依存することなく、よりの確に果たしていくことが求められている。

このためには、各地方公共団体がそれぞれの自己責任の下に自己決定を適切に行えるよう、政策決定やその執行に当たって必要となる情報を各地方公共団体が相互に共有することが重要となるものと考えられる。また、住民に身近な総合的な行政主体として地域の実情に即したきめ細やかな行政サービスを提供していくことはもちろん、行政サービスの提供に当たって、それぞれの地方公共団体がこれまで以上に広域的な連携や調整を行う努力をしていくことが必要である。これにより、分権社会において提供される行政サービスの質を一層向上させていくことが可能となるものと考えられる。

地方公共団体の広域的な連携や調整を適切に図っていくためには、個々の地方公共団体の行政における高度情報化を推進するとともに、これを基礎として地域と地域が連携・交流し、また、そこで暮らす個人が自分の住んでいる地域を越えて活動・交流することを容易にするような行政の仕組みが必要であると考えられる。

3 市町村や都道府県の区域を越えた本人確認システムの必要性

住民の全国的な広がりをもった移動や交流が一般化しているという状況において、今後豊かで活力ある社会を実現するため、高度で多様な行政サービスを住民に的確に提供するとともに、行政の簡素効率化

を可能な限り図っていくためには、市町村や都道府県の区域を越えて本人確認を可能とするシステムの導入が必要となるものと考えられる。

地方分権の進展に伴って地方公共団体がその意思に基づいて高度の行政サービスを提供していく場合においては、それがすべての地域の住民にとって公平で、かつ、効率的に進められることが必要である。また、地方公共団体の高度情報化の推進に当たっては、これに伴い想定されるさまざまなリスクを極力回避し、かつ、システム全体を簡素で効率的に構成し運用することにより、必要となるコストを最小化していくよう配慮する必要がある。このためには、さまざまな行政の基盤となる制度として全国共通のシステムを確立していくことが適当である。

また、地方全体が制度的にこのようなシステムを同時期に整備することにより、各市町村や各都道府県においては、これを地方公共団体共通の基盤として、新たな発想に基づく多様な地域連携をそれぞれの状況に応じて容易かつ柔軟に展開していくことが可能となる。

特に、高齢者や被災者等の弱者に対する配慮の行き届いた社会づくりを進めていこうとするとき、このようなシステムは、将来的には社会を支えるセイフティネットとなり得るものである。

市町村や都道府県の区域を越えた本人確認のためのシステムを構築することにより、市町村の窓口業務を中心として、住民にとって手続の簡素化・効率化が図られ、住民の利便性が向上するとともに、行政にとっても事務の簡素化・効率化が図られることとなる。また、これにより、国全体としても、行政の簡素効率化につながることとなり、今後の行政改革の推進という課題にも資することとなると考えられる。

4 住民基本台帳を基礎としたネットワークシステムの構築

市町村や都道府県の区域を越えた本人確認のためのシステムを構築するためには、住民に関する正確な情報が不可欠である。

公的部門において、現在、最も正確で、基礎的な住民情報を保有しているのは、市町村の住民基本台帳であり、住民の居住関係を正確に把握することのできる唯一の制度となっている。

したがって、現在、すでに大部分の市町村(平成7年4月1日現在で全市町村の91.1%、人口割合で98.7%)で導入が進んでいる住民基本台帳の電算システムを基にして、市町村や都道府県の区域を越えた本人確認のためのネットワークシステムを構築することが最も適切であると考える。このことは、住民基本台帳事務の効率化・広域化(年間約460万件にのぼる転入・転出事務の効率化、年間約8,400万件にのぼる住民票の写し等の交付事務の軽減、広域的な住民票の写し等の交付の実現など)、行政機関における本人確認の効率化(年間約3,000万件にのぼる公的年金の現況確認事務の簡素化、公共サービスの広域的な利用など)、その他の住民の利便性の向上等に大きく資するものと期待される。

また、このように住民基本台帳の電算システムを基礎として、ネットワークシステムを構築することにより、住民に関する情報について集中・集権的にデータベースの管理をするのではなく、分散・分権的なデータベースの管理を行うことが可能となり、これは、これからの分権社会にふさわしいシステムとして構成されることとなるものと考ええる。

5 ネットワークシステムの構築に当たっての留意点

住民基本台帳のネットワークシステムの構築に対しては、プライバシーの観点からの不安感や、国民に対する管理が強まる社会となってしまわないかという懸念も表明されているところである。

したがって、地方公共団体が主体となってこのネットワークシステムを構築するに当たっては、国民の十分な理解と協力を得る努力を行っていく必要がある。

住民基本台帳制度は、国民健康保険、選挙、義務教育等市町村が執行するさまざまな行政の基礎とするために設けられているものであり、原則として現在でもすべての住民(外国人登録制度の対象となっている者を除く。)が記録されることとなっている。また、すでにほとんどの市町村においては、住民基本台帳の電算化が行われ、当該市町村の各行政分野に活用されており、電算化された住民基本台帳を基礎として各分野ごとの情報を処理するための電算システムが構築されている。

市町村の住民基本台帳を基礎としてそのネットワークシステムを構築することにより、住民基本台帳を、すでに述べたような高度情報化、分権化、高齢化等の新しい時代の要請に応じられるようにすることが可能となる。

このシステムは、原則としてすべての住民を住民基本台帳をベースに特定することとなるが、制度導入に当たって、センターに保有する情報を限定するとともに、システムの技術上の安全性はもちろんのこと、データの利用提供の規制、データ・マッチングの禁止、民間機関による利用の禁止等厳格な個人情報保護措置を講じることによって、システム全体として容認されるものと考えられる。

なお、このネットワークシステムが、将来、基本的な仕組みとなり得るものであることにかんがみ、その利用の範囲を含め、制度の基本的部分については、国会における審議を経て、法律で明示されることが適当であると考ええる。

第2 制度導入の目的

1 ネットワークシステムの構築

市町村の区域を越えた全国単位での本人確認を行うこと、及び、明確な法的根拠に基づき、他の行政機関に対する住民基本台帳情報（氏名、住所、性別及び生年月日の4情報）の提供を行うことを可能とするため、住民基本台帳を基礎とし、住民基本台帳に記録されたすべての住民を対象とした、すべての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を結ぶネットワークシステムを構築する。

2 ネットワークシステムの性格

このネットワークシステムは、今後のさまざまな行政システムの高度情報化のための基盤部分となり得るシステムであるが、これにより、当面、以下のようなことが可能となる。

- ① 住民基本台帳事務の効率化、広域化
- ② 行政機関における本人確認への利用
- ③ 行政手続における住民票の写し等の添付の省略
- ④ 住民基本台帳カードを申請手続等の簡素化の手段等として活用すること等による住民の利便性の向上

このネットワークシステムの基本的性格は、国のシステムではなく、市町村の住民基本台帳を基礎とした地方公共団体共同の分散・分権的なシステムとすべきである。

このような電算化された住民基本台帳を全国的にネットワーク化したシステムを、「住民基本台帳ネットワークシステム」と呼称することとする。

第3 住民基本台帳ネットワークシステムの概要

1 住民基本台帳ネットワークシステムの構成

全国の市町村を通信回線で結び住民基本台帳ネットワークシステムを構築する。このネットワークシステムにおいては、4情報（氏名、住所、性別及び生年月日）及び後述するコードを転送するためのコミュニケーション・サーバー（ネットワーク上でほかのコンピュータにデータ通信のサービスを行うコンピュータ）を各市町村に新たに設置し、これと都道府県単位センター及び全国単位センターを専用回線等で結ぶこととする。市町村の住民基本台帳電算システム自体には、外部からいかなるアクセスもできないようにし、市町村の保有する住民基本台帳情報の安全性を確保する。【図1及び図2】

このネットワークシステムを構築するために、都道府県及び全国単位のセンターを設置するとともに、住民基本台帳に記録される住民個人を単位とする全国共通のコードを設定する。

都道府県及び全国単位のセンターのファイルには、4情報及びコードを記録するものとし、明確な法的根拠に基づく場合に限り、行政機関に対しこれらのセンターから情報提供が行われるものとする。

ネットワークシステムの具体的な内容は、以下のとおりである。

2 住民基本台帳コードの設定

住民基本台帳ネットワークシステムの基本的な構成要素として、また、ネットワークを通じて、市町村の区域を越えて住民が行政サービスを受け、行政機関等が本人確認を行うために、住民個人を単位とする重複しない全国共通のコードを設定する必要がある。

この全国共通ルールにより設定され、住民が保有することとなるコードを、住民基本台帳コード（以下「コード」という。）と呼称する

こととする。

- ① コードは、住民基本台帳ネットワークシステムの導入時点で当該住民が住民基本台帳に記録されている市町村において設定されるほか、原則として住民がはじめて住民基本台帳に記録された市町村において設定されるものとする。
- ② コードの体系は、できるだけ簡略かつ長期間の使用に耐えられるよう9桁の数字及び1桁のチェックデジットからなる10桁とすることが考えられる。また、個人情報の保護等の観点から、コード自体からは、氏名、住所、性別、生年月日等の個人情報や設定市町村が判別できないようにする必要がある。
- ③ コードは、住民に身近な行政主体である市町村が、あらかじめセンターにより発行された重複しない乱数群の中からランダムに設定することとすべきである。
- ④ 市町村は、コードを設定後、速やかに本人に対し通知することとすべきである。
- ⑤ コードは、原則として市町村の区域を越えた住所の異動を行った場合においても変わらないものとするが、コードの利用に関連して、本人が不利益を受ける事態が生じる等の正当な理由がある場合には、本人の請求により一定の手続を経て変更することができるものとするべきである。この場合においては、事務処理上の整理等のため、センターにおいてコードの履歴を記録する必要がある。
- ⑥ コードについて適切な法律上の保護措置を講じることができるようにするため、これを住民基本台帳法に位置付けるものとする。

3 センターの設置

ネットワークシステムを構築するためには、都道府県単位及び全国単位でセンターを設置する必要がある。このセンターは基本的に、以下のような機能を果たすものとするべきである。

- ① 市町村間（主として都道府県単位センター）又は都道府県間（主として全国単位センター）の連絡調整機能（ネットワークシステムの結節点としての機能）
- ② 明確な法的根拠を有する他の行政機関等に対し、氏名、住所、性別及び生年月日の4情報（以下「4情報」という。）及びコードを提供する際の窓口としての機能
- ③ 市町村が設定したコードの技術的なチェック機能
- ④ 市町村の住民基本台帳電算システムの4情報に係るバックアップ機能

なお、このネットワークシステムが全地方公共団体共同のシステムであり、また、すべての住民に関わるシステムであることを踏まえ、全国単位センターには、ネットワークシステム全体の運用の在り方等に関し、必要に応じて建議等を行う有識者等を構成員とする審議組織を設けるべきである。

4 センターの性格

ネットワークシステムの構築、維持管理を行う事務及びネットワー

クシステムに関しての市町村間の連絡調整、市町村への支援等を行う事務については、基本的にこれを都道府県の事務とし、この旨を法律上明確に位置付けるものとする。

この都道府県の事務を円滑に行うため、各都道府県が都道府県単位のセンターを設けるものとするとともに、都道府県間の連絡調整等を行うため、都道府県が共同で、全国単位のセンターを設ける必要がある。

全国単位センターの設置形態としては、例えば、一部事務組合、地方自治法上の協議会、あるいは地方公務員共済組合連合会等の全国的な組織などが参考になると考えられる。

また、センターは、その効率的な運営のため、個人情報保護に係る措置を講じた上で電子計算機処理業務等を他に委託することができるものとするべきである。

以上のように、市町村がその責任において管理する住民基本台帳を都道府県がバックアップするという構成をとることにより、このネットワークシステムの基本的性格は、国のシステムではなく、地方公共団体共同の分散分権的なシステムとなるものである。

5 センターのファイルに保有する情報

都道府県単位センターのファイルには、4情報及びコードのみを記録するものとするべきである。

全国単位センターにおいては、都道府県単位センターのバックアップ等を行うため、ファイル内に4情報及びコードを記録するものとする。なお、その他にも、コード及び当該コードを有する住民がどの都道府県、市町村に所属しているかという情報のみを記録するという方式も考えられる。

6 センターから他の行政機関への情報提供

4情報及びコードについては、全国単位又は都道府県単位のセンターから、法令上明確な根拠がある場合に限って、その全部又は一部を他の行政機関へ提供することができるようにすべきである。

なお、他の行政機関へのデータ提供については、個々の市町村ではなく、センターが対応することとし、市町村の事務の簡素化を図る必要がある。

なお、現行の住民基本台帳法（第37条）では、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付を除いては、市町村以外の他の行政機関に対し、個人が特定できる住民基本台帳情報を提供することができないため、ネットワークシステムの構築に当たっては、住民基本台帳法の改正を行うものとする。

7 ネットワークシステムの構築に当たっての技術的な安全性の確保措置

個人情報保護の観点から、ネットワークシステムに関して万全の技術的なセキュリティ対策を講じる必要がある。主な技術上の安全確保のための措置としては、以下のようなものが考えられる。【図3】

① ネットワークに係る措置

- 各市町村にコミュニケーション・サーバーを設置し、これとセンターとを結ぶことにより、市町村の住民基本台帳電算システム自体には、外部からいかなるアクセスもできないようにする。
- 市町村、都道府県単位センター及び全国単位センターを結ぶ通信回線に流れるデータについては、暗号化装置により暗号化されることとし、通信回線には、原則として専用回線や高速デジタル回線を採用する。

○ このネットワークシステム独自の専用プロトコル（データ通信規約）を採用する。

② ユーザー認証機能に係る措置

- ネットワークシステムへのアクセスが許されているオペレータ（ユーザー）を事前に登録しておき、登録されていないオペレータを拒絶できるようにする。
- オペレータを認識するためのパスワードを事前に登録し、端末操作等の際にはパスワードによりオペレータをチェックすることとする。
- パスワードについて、暗号化等の保護措置を講じる。

③ アクセス制御に関する措置

- 事前に登録された端末以外の権限のない端末からのアクセスを許さないようなチェックを行う。
- プログラムの機能として、権限のない端末、オペレータからの実行命令（コマンド）を受付けないようにする。
- データベースごとにアクセスを許すオペレータやプログラムの実行を詳細に設定し、権限のないアクセスには応答しないこととする。

④ セキュリティ監視に係る措置

- 全国単位センター及び都道府県単位センターにおいては、ネットワークシステムに対するアクセスの状態について以下のような厳格な常時監視システムを設置する。
 - ・ データベース等へのアクセス状態を監視する責任者
 - ・ データベース等へのアクセス状態を表示・把握する機能
 - ・ 権限のないアクセスが検出された場合、アクセスしているコンピュータ、端末等の情報を監視責任者に通知できる機能
 - ・ データベース等へのアクセスに関する記録（アクセス・ログ）を保存し、それを定期的にチェックする機能

8 市町村をネットワーク化するに当たっての留意点

ネットワークの構築に当たっては、市町村の個人情報保護条例との関係を検討する必要がある。平成7年4月1日現在で、1,129団体で個人情報保護条例が制定されているが、そのうち845団体でいわゆるオンライン結合の禁止・制限に関する規定が設けられている。

オンラインの禁止・制限に関する条項を有する団体の中には、他の団体とのオンライン結合を一切禁止している団体も存在している。しかしながら、通信回線による情報の伝送機能が現代の情報処理技術では不可欠とされていること、地方公共団体における個人情報保護技術の水準も向上してきていること等から、オンライン結合に対する社会的な考え方も徐々に変わってきているところである。

このネットワークシステムの構築に当たっては、オンライン結合の一律禁止の緩和についての従来からの助言等を引き続き行うとともに、個人情報保護に十分に配慮しつつ、住民基本台帳法にこのネットワークシステムを位置付けることにより対応することが適当である。

9 ネットワークシステムに関する相談・苦情処理等

ネットワークシステムの導入については、すべての住民に関わる新しい制度でもあり、また、このネットワークシステムが4情報という基本的な住民情報を取り扱うものであることから、ネットワークシステムの運用開始後、住民からさまざまな相談や苦情が寄せられることを想定する必要がある。

このため、全国単位センター及び都道府県単位センターにおいては、このネットワークシステムの運用に係る相談・苦情処理等を行うため、必要な体制の整備を行うこととすべきである。

なお、ネットワークシステムに関するさまざまな相談・苦情については、まず第一次的には、市町村の窓口において処理される必要があるが、ネットワークシステムからのデータ提供の在り方等システム全体に関する事項や、都道府県又は全国単位のセンターのファイルに記録されている自己データの開示等の請求については、都道府県又は全国単位のセンターにこれを申し出ることとし、これに関する苦情処理については、外部の第三者等を加えた審議組織を設置することが適当である。

第4 住民基本台帳カード

1 住民基本台帳カードの基本的な考え方

住民がネットワークシステムを利用して、より積極的に行政サービスを受けることができるようにするため、市町村は、全国共通様式の住民基本台帳カード（以下「カード」という。）を発行するものとする。【図4】

カードの発行については、法律上の根拠を設けることが適当である。

2 カードの発行

(1) 発行対象者

すべての住民について一律にカードを発行することについては、カードを必要としない者についてまでカード管理の負担を負わせることとなる等の課題があるため、カードは、自ら申請した者にのみ発行されることとする。

(2) 発行主体

このカードは、住民に身近な行政主体であり、コードの設定主体である市町村が発行するものとする。

3 カードの在り方

(1) カードのデータ記憶媒体

カードの偽造防止等のため、カードのデータ記憶媒体は、CPU（中央演算処理装置）により内部のデータを暗号化できること等の観点から、IC（集積回路）によることが適当である。

(2) カード内ICの記憶情報

カード内のICには、基本的には4情報及びコードを記憶するものとし、オフライン（ネットワークシステムにアクセスを行わない）による本人確認等についても対応できることとする。

さらに、分権時代に対応し、各市町村がカードを利用して独自の行政を展開できるようにするため、市町村の条例及び本人の選択により、市町村が4情報以外の情報を記憶させて高度な住民サービスに活用できるものとするのが適当である。

(3) カード表面の記載事項

カードの表面には、基本的には、氏名、発行者のみを記載するものとするが、住所、写真、コード等の記載については、複数の様式（バージョン）を選択することができるような制度の是非についても検討する必要がある。

(4) カードの更新等

カードは、原則として無期限に使用できるものとするが、使用頻度が高い場合等において物理的な耐用年数上問題がある場合等に再発行を行うこととするとともに、写真等を表面記載事項とする様式（バージョン）を選択した場合には、一定期間ごとのカード更新を行うこととするのが適当である。

第5 制度の利用分野

1 制度の利用についての基本的な考え方

このネットワークシステムは、住民基本台帳を基礎として構築された、全国規模で4情報を検索・提供するシステム（4情報システム）である。

このネットワークシステムは、将来的には、適切なサービスの供給が要請されるようなさまざまな行政分野において利用されることが考えられるところであるが、まず何よりも、この制度の基本的な目的である住民基本台帳事務の効率化・広域化による住民サービスの向上に大きく資することとなる。また、あわせて、法令上明確な根拠を置くことにより利用が可能となる分野としては、以下のようなものが想定される。

2 住民基本台帳事務の効率化・広域化

(1) 転入・転出事務の簡素化・合理化

現在、全国で年間約460万件（平成6年度末）の転入・転出が行われているが、ネットワークシステムの利用により、窓口における住民の届出手続や転入・転出事務を大幅に簡素化・合理化することが可能となり、住民サービスの向上及び窓口事務の効率化に大きく資することとなる。

なお、ネットワークシステムにより転入・転出事務を行う場合には、センターへの照会によりコードの所属市町村を特定した上で、市町村どうしが一対一対応でネットワークシステムを活用して当該住民に係る必要な住民基本台帳記録情報を交換できるようにする必要がある。この場合においては、センターのファイルには4情報以外の情報は記録されないものとする必要がある。

(2) 広域的な住民票の写し等の交付

市町村の区域を越えた広域的な住民票の写し等の交付が可能となる。具体的には、他の都道府県からの通勤・通学者が、職場や学校等の最寄りの市町村等において住民票記載事項証明を受けることもできるようになる。

(3) 行政手続における住民票の写し等の添付の省略

現在の住民基本台帳は、住民票の写し等の交付や閲覧等を通じて他の行政分野の基礎となっているが、この行政機関に対する住民票の写し等の交付や行政機関による閲覧等に係る事務の効率化という観点等から、ネットワークシステムの活用を図ることができる。ネットワークシステムを通じて他の行政機関に情報を提供することにより、将来的には、住所等を確認するため住民票の写し等の提出を要求している行政手続において、住民票の写し等の提出を省略することができるようになる可能性がある。この結果、住民基本台帳に係る市町村の窓口事務を簡素化することができるようになるとともに、住民の利便性の増進に資するものとなる。

これにより、市町村における年間約 8,400万件(平成6年度末)にのぼる住民票の写し等の交付事務の一定の部分を省略することができる可能性があり、市町村の窓口事務の効率化、住民の煩雑さの解消に資することが期待される。

(4) 転出後短期間のうちに当該市町村へ再び転入してきた者(再転入者)

の正確な把握

市町村へ短期間のうちに再転入してきた者が存在する場合、これを的確に特定することにより、事務処理上の混乱を避けることができ、市町村行政の一層の正確性の確保、行政運営の効率化に資することとなる。

(5) 災害時等における住民基本台帳電算システムの補完

災害時等、なんらかの原因により市町村の住民基本台帳電算システムが稼働しなくなった場合には、ネットワークシステムを活用した4情報による一定のバックアップが可能となる。【図5】

3 他の行政機関等における本人確認事務等への利用

ネットワークシステムの活用により、一つの市町村の区域を越えた本人確認が可能となることから、住民基本台帳事務以外の行政分野における行政サービスの効率化、広域化が可能となる。

その前提として、利用できる行政分野を法律上厳密に規定するとともに、利用を行う行政分野においても、厳格な個人情報保護措置を法律上講じた上で使用することとすべきである。

なお、先に述べたように都道府県は、住民基本台帳法に基づきネットワークシステムに係る連絡調整等を担当することとなるが、都道府県の個別行政分野に活用する場合においても、法令による明確な規定を置くことが適当である。

(1) 行政機関における本人確認事務の効率化

将来的には、法令上の根拠を有する行政機関において、本人確認を容易に行い、効率的な行政サービスを提供することが期待される。

以下、活用できる可能性のある行政サービスのイメージを示すこととする。

(例)

○選挙の際の本人確認 【図6】

現在、投票所における本人確認は、投票所入場券を提示させたり、口頭で住所や生年月日を確認したりするなどした上で、選挙人名簿と対照することにより行われているが、カードを活用することで、より

簡易・迅速な本人確認が可能となり、選挙執行の際の事務の効率化に資することとなる。

また、多額の費用を要することや、セキュリティ対策等、さらに検討する必要があるが、将来的には、指定された投票所だけでなく、端末機器の設置により複数の場所でも投票できるシステムの導入が検討される場合にも活用できる可能性がある。

○災害時・緊急時等の本人確認 【図7】

災害時等において、住民が市町村や都道府県等の窓口で自己のコードを申告することやカードを提示することにより、簡易・迅速な本人確認を行い、早期に安否の確認を行うことが可能となる。

また、災害時や急な発病等の際に、傷病者等が本人の選択によりカードを所持している場合には、そのカードを読みとることにより、迅速に身元等の確認ができる可能性がある。

さらに、ネットワークシステムを通じてセンター等から必要な情報を提供することにより、援助物資等の提供やボランティアの配置等について、より迅速かつきめ細やかな対応ができるようになる可能性がある。

○旅券の交付の際の本人確認 【図8】

現在、一般旅券の発給に際しては、申請者が確かに本人であること及び申請者が申請書に記載された住所又は居所に居住していることを確認するため、以下のように原則として、2回窓口に出向くという手続がとられている。

ア まず、発給申請に当たり、申請者は、自分の氏名、住所を正当なあて名として記載した郵便はがきを、旅券窓口に出向き、都道府県知事に提出する。

イ 都道府県知事は、提出された郵便はがきを申請者に発送する。

ウ 申請者は、都道府県知事から郵送されたはがきを持参して再度窓口に出向き、旅券を受領する。

将来的には、旅券窓口の端末からこのネットワークシステムにアクセスし、情報提供を受けることにより、現住所確認等のため本人が郵便はがきを持参して再度窓口に出向く必要がなくなり、1回の手続で一般旅券の発給を受けることができるようになる可能性がある。

○公共サービスの広域的な利用の際の本人確認 【図9】

公共サービスの広域的な利用に係る関係市町村の合意がある場合においては、スポーツ施設等不特定多数の者が利用する公共施設の利用や図書館の図書貸出し等について、このネットワークシステムを活用することにより、施設所在市町村の窓口等へ出向かなくとも、最寄りの市町村の窓口においても利用の予約が可能となる。この結果、公共サービスの広域的な利用が促進されることとなり、公共施設等の一層の有効活用に資するとともに、地域の広域的な連携を促進することとなる。

(2) 行政手続における住民票の写し等の添付の省略

先に述べた、行政機関に対する住民票の写し等の交付や閲覧等に係る事務の効率化等の観点からのネットワークシステムの活用の結果、将来的には、他の行政分野におけるさらなる手続の簡素化が可能となる。すなわち、住所等を確認するため、住民票の写し等の提出を要求している行政手続において、ネットワークに行政機関がアクセスしたり、カードのオフラインによる読み取りを行ったりすることにより、住民票の写し等の提出を省略することができるようになる可能性がある。

これにより、住民が複数の行政機関の窓口で足を運ぶという手間が省略できるようになるとともに、他の行政機関もペーパーレスで住所情報の処理ができることとなり、大幅に事務処理を簡略化することができる。

(例)

- 運転免許証の申請・住所変更
- 各種事業の免許の申請
- 各種給付の申請

(3) 公的年金等の受給者に係る現況確認事務の省略 【図10】

現在、公的年金の支給に当たり年金受給者の生存を確認するため、約3,000万人（平成6年度末）にのぼる公的年金の受給者については、毎年1回受給者の誕生月等にいわゆる「現況届」を行うこととされている。この現況届に係る手続は、以下のようなものとなっている。

- ア 社会保険庁から受給者のもとへ「現況届」用紙（はがき）が送付される。
- イ 受給者は、現況届用紙に氏名、住所、生年月日等の必要事項を記入し、市町村の窓口へ持参する。
- ウ 市町村長は、当該内容が住民票に記載されている旨の証明を行う（はがきに証明印を押す）。
- エ 受給者は、証明済みの届出書（はがき）を社会保険庁等へ返送する。

この現況確認事務については、高齢者等が窓口に出向き自ら手続を行わなければならないという不便さ、市町村の証明を受けるための手数料の負担、市町村の窓口事務の煩雑さ等の問題点が指摘されており、手続の簡素化を求める声がある。

このネットワークシステムからコードをキーとして情報を提供することにより、公的年金等の受給権者に係るこのような現況確認事務を不要とすることが可能となり、年金受給者の負担軽減、行政運営の簡素化・効率化に資することとなる。

(4) 納税者番号制度への活用

政府税制調査会をはじめ各方面の議論等を踏まえて、将来的に納税者番号制度が導入されることとなる場合においては、このネットワークシステムを活用することが可能となる。

4 その他カードの活用が想定される場面

カードを役所等の窓口に提示することにより、さまざまな申請手続等を簡素化するとともに、窓口業務を効率化することが可能となる。

また、カード内のICの記憶領域について市町村独自の活用の余地を認めることにより行政サービスについての様々な利用が可能となり、住民の利便性が向上する。

ネットワークシステムに加えて、このようなカードを全国の市町村が共通の様式で整備することにより、市町村の行政サービスを高度情報化社会に対応したものとしていく共通の基盤がさらに整備されることとなる。

さらに、本人が、カードの表面に4情報、写真、コード等を記載する様式を選択した場合には、このカードをID（いわゆる身分証明）カードとして活用することが可能となる。

なお、IDカードとしての在り方については、さらに幅広い観点から検討していくことが適当である。

カードの主な活用例としては以下のようなものが考えられる。

- ① 役所等の窓口でカードを提示し、カード内の4情報を読み取ることにより、さまざまな申請手続において本人が申請書の記載等を行う手間を省略することができる。
- ② カード内に4情報を記録することにより、ネットワークシステムへのアクセスができない場合にも、オフラインによる本人確認が可能となる。
- ③ 市町村の条例等及び本人の選択により、カード内ICに4情報以外の情報を記録することにより、このカードを利用した総合的な行政サ

ービスが可能となる。

- ④ 自分が誰であるかを公的かつ簡便に証明したいという意向を有する者については、本人の選択により、IDカードとしての活用が可能となる。

第6 個人情報の保護に係る措置

1 個人情報の保護に関する基本的な考え方

ネットワークシステムの導入に当たっては、個人情報の適切な保護が最も重要な課題の一つであるが、これについては、諸外国の事例等を踏まえるとともに、我が国における個人情報保護制度の現状を分析した上で、個人情報の保護についての万全の措置を講じる必要がある。

2 諸外国における本人確認システムと個人情報保護措置

(1) 諸外国における制度の概要

諸外国においては、各国の文化的・歴史的背景に応じて、さまざまな形態の全国的な本人確認システムが構築されている。諸外国における制度の類型としては、大別して以下の3方式があるといわれている。

アメリカ合衆国、カナダ等においては、社会保障等の行政分野で利用されている番号を他の行政分野で利用するという方式（いわゆる「アメリカ方式」）が採用されている。

スウェーデン、デンマーク等の北欧諸国、フランス、韓国、シンガポール等においては、住民登録制度等を基礎として制度を構築し、この番号を他の行政分野で活用するという方式（いわゆる「北欧方式」）が採用されている。

オーストラリア、イタリア等においては、税務当局が納税事務に利用することを目的として番号を設定するという方式（いわゆる「オーストラリア・イタリア方式」）が採用されている。

上記の3方式の代表的な例として、アメリカ合衆国、スウェーデン及びオーストラリアにおける制度について見ると、その概要は以下のようなものとなっている。

① アメリカ合衆国

アメリカ合衆国における共通的な番号である社会保障番号 (Social Security Number, 以下「SSN」という。) は、老齢年金等に係る給付金算定の基礎となる個人の賃金及び給付金の支払いを管理するために導入された。

根拠法である社会保障法は、1935年に制定され、翌年、最初のSSNが発行された。SSNを利用した管理業務が実施されたのは、1937年からである。

現在、SSNは、税務、選挙人登録、運転免許証、各種の助成金交付事務等の行政分野においても幅広く利用されている。

② スウェーデン

スウェーデンにおける共通的な番号である住民登録番号 (Personal Identity Number, 以下「PIN」という。) は、住民登録制度を基礎としている。スウェーデンにおいては、教区民の把握のため、17世紀よりスウェーデン国教会が住民登録制度を所管していた。

1946年には、住民登録を基礎としたPINが導入されたが、当初は機械化されていなかった。1968年からは、住民登録にEDP (Electronic Data Processing) システムが導入され、コンピュータ化が行われた。また、1991年からは、住民登録制度の所管が国家租税委員会へ移った。

現在、PINは、税務、社会保障給付の管理、国勢調査等の諸統計等の行政分野において幅広く利用されている。

③ オーストラリア

オーストラリアにおいて納税者番号 (Tax File Number, 以下「TF

N」という。) は、1988年税法改正法に基づき導入された (1989年より施行)。制度導入の目的は、所得税に係る所得の効率的な把握と脱税の防止にあった。なお、納税者がその課税取引に当たって、金融機関等に番号を告知することは必ずしも義務付けられてはおらず、告知しない場合には、最高税率による源泉徴収が適用されることとなっている。

現在、TFNは、社会保障給付の管理に関しても利用されるに至っており、共通化している。

(2) 諸外国の制度における個人情報保護措置

同一の番号を複数の行政分野で利用している上記の諸外国においては、それぞれの制度の根拠となる法律や、個人情報保護等に関する一般法において、後述するOECD理事会勧告8原則等に準じた保護措置が講じられている。

諸外国における保護措置を概観してみると、まず、行政機関に対する措置としては、各国によって措置の内容は異なっているが、データ収集に当たっては本人の同意又は法令上の根拠が必要とされる等のデータ収集の制限に関する措置、法令等の根拠を有する場合に限定してデータ提供を行うことができるとする等のデータの利用提供の制限に関する措置、データ内容の正確性の確保に関する措置、自己データの開示請求・訂正等に関する措置等が講じられていることが多い。また、複数のファイルにおける個人情報を結合して比較照合するといういわゆるデータ・マッチングの規制に関する措置が講じられている場合もある。なお、諸外国においては、基本的に以上のような措置を法令に基づいて講じている。

民間機関による番号等の利用に係る措置としては、各国で対応が異なっており、アメリカ合衆国、カナダ等では比較的自由にその利用が認められている。また、スウェーデン等では、一定の手続を経た上での幅広い利用が認められている。一方、オーストラリアでは、原則として民間機関による利用が認められていない。その概要は以下のとお

りである。

① アメリカ合衆国

民間機関へのデータ提供については、原則として本人の同意が必要であり、SSNの不正利用には罰則が規定されている。一方、民間機関がSSNの提示を求めると及びSSNを基にデータベースを構築すること等については特に規制されていない。

② スウェーデン

外部へのデータ提供を目的としたスウェーデン人口住所ファイルを管理する機関（SPAR）が設けられており、SPARから民間機関等に対しても比較的緩やかにデータ提供が行われている。また、PINの提示を求めるとについては特段の規制が行われていないが、PINを基に民間機関がデータベースを構築することについては、公的機関と同様の一定の手続等に係る規制が行われている。また、データの不正利用や違法なファイル設置について罰則やファイル没収等が規定されている。

③ オーストラリア

民間機関には原則としてデータ提供を行わないものとされており、また、税法等に基づく権限を有する民間機関以外の者がTFNの提示を要求することやTFNを利用することは禁止されている。さらに、これらの禁止に対する罰則等が規定されている。

我が国において、これから構築しようとする住民基本台帳ネットワークシステムについては、住民基本台帳制度に基礎を置いているという点からは、北欧方式に近い制度であるとも考えられるが、後述するようなコンピュータ社会に対応した厳格な個人情報保護措置を講じることとしていること、特に民間機関の利用に対して厳格な態度をとっていることにかんがみると、オーストラリアの制度に比較的近い我が

国独自のものとなるものと考えている。

3 OECD理事会勧告8原則について

1970年代に本格化した国際データ通信は、国民のデータが他国で処理されるという状況を生み出し、個人情報保護問題についての国際的な取組の必要性を生じさせた。

各国が個々に法律や規制を制定することが国際的なデータ流通に困難な問題をもたらすと認識から、個人情報の処理に関し、OECD（経済協力開発機構）加盟国によって採られるべき原則及び加盟国間の協力の方法について総論的な検討が行われることとなった。

1980年9月にOECDにおいて、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」が採択された。このガイドラインにおいて示された諸原則が、いわゆる「OECD理事会勧告8原則」である。

具体的には、収集制限の原則、データ内容の原則、目的明確化の原則、利用制限の原則、安全保護の原則、公開の原則、個人参加の原則及び責任の原則の8つの原則であるとされている。

この勧告は、条約のように法的拘束力を有するものではないが、国内法において考慮すべき原則として掲げられているものであり、個人情報のための国際的な基準とされているものである。

4 「個人情報保護法」及び地方公共団体における個人情報保護条例の概要

(1) 「個人情報保護法」について

個人情報保護に関する国際的な流れ等を踏まえ、我が国においても、昭和63年12月に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報

の保護に関する法律」(昭和63年法律第95号。以下「個人情報保護法」という。)が制定されている。

個人情報保護法は、その規制対象を公的部門に限定しており、公的部門の中でも国の行政機関の保有する個人情報のみを直接の規制対象としている。

個人情報保護法は、個人情報保有者に対する規制として、個人情報ファイルの保有、個人情報の収集・保有の制限、個人情報の利用及び提供の制限、個人情報の安全・正確性等の確保措置、個人情報ファイルの公示、個人情報の電子計算機処理等に従事する者の責務その他の措置についての規定を設けている。また、個人の権利として、自己に関する個人情報の開示請求等についての規定を設けている。

(2) 個人情報保護条例の制定状況について

地方公共団体における個人情報保護条例の制定状況としては、まず、市町村レベルでは国に先駆けて、すでに昭和50年に制度化が行われており、以後条例制定は拡大している。また、都道府県においても平成2年に初めて制度化が行われて以降、条例制定は拡大しており、平成7年4月1日現在での個人情報保護条例の制定団体は、1,129団体(14都道府県、23特別区、1,085市町村、7一部事務組合)となっている。

条例の規定内容としては、公的部門における電子計算機処理に係る個人情報を対象としている団体が多いが、近年、民間部門の保有する個人情報や手作業処理に係る個人情報も対象とする団体が増加している。また、個人情報の記録、利用・提供、維持管理に関する規制や自己情報の開示、訂正等について定めている団体が多く、各地方公共団体が地域の実情に応じた形で保護措置を講じている。

(3) ネットワークシステム構築に当たっての個人情報に係る法的保護措置の必要性

以上のように地方公共団体については、個人情報保護法の直接適用の対象外とされており、また、個人情報保護条例の制定状況もかなり

拡大してはいるものの、依然として条例未制定の団体も多い。

したがって、このネットワークシステムを構築するに当たっては、住民基本台帳法等の法律で住民基本台帳情報の保護に係る独自の個人情報保護措置を講じる必要がある。

5 ネットワークシステムの構築に当たって必要な個人情報保護措置

このネットワークシステムについては、基本的にOECD理事会勧告8原則を前提とするほか、今日的な課題にも対応できるよう、以下の事項について法令上及び技術上万全の保護措置を講じるべきである。具体的にはおおむね以下のような措置を講じるべきである。(なお、各項目の最後のかっこ書きの部分は、対応するOECD理事会勧告8原則を表している。)

(1) ネットワークシステムに係る保護措置

① 住民の広範な個人情報が一カ所に集中されるような事態を回避するため、センターのファイルに記録することのできるデータは、氏名、住所、性別及び生年月日の4情報並びにコードに限定すべきである。(収集制限の原則、公開の原則)

② ネットワークシステムからデータが無制限に提供されないようにするとともに、住民に知らされないところでデータが利用されないようにするため、ネットワークシステムからデータの提供を受けることができる場合及びデータの提供を受けた行政機関における提供データの利用目的について明示すべきである。

(目的明確化の原則、利用制限の原則、公開の原則)

③ ネットワークシステムから提供されたデータが無制限に利用されないようにするため、データ提供を受けた行政機関は、明示された利用

目的以外には提供データを利用できないものとするべきである。

(目的明確化の原則、利用制限の原則、公開の原則)

- ④ ネットワークシステムからデータが流出しないようにするため、法令上の権限を有する者以外の者は、ネットワークシステムにアクセスすることができないものとするべきである。

(安全保護の原則)

- ⑤ センターの業務に従事する者に対して、業務上知り得た個人情報についての適切な取扱いを義務付けることとするべきである。なお、ネットワークシステムが取り扱う情報が、コンピュータにより集積・処理される個人情報であることにかんがみ、国家公務員法や地方公務員法の守秘義務より加重した守秘義務を課す必要があると考える。

(安全保護の原則、責任の原則)

- ⑥ センターにおいては、記録したデータの漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。特にネットワークシステムへの違法なアクセスの防止のため、適切な技術上の保護措置(例、専用回線の利用、通信データの暗号化、パスワード等による端末操作者の認証チェック、ネットワークシステムへのアクセス監視)を講じるものとするべきである。

(安全保護の原則)

- ⑦ センターは、その電子計算機処理業務等を外部に委託することができるものであるが、その際にもデータが適切に維持管理されるように、センターからデータの電子計算機処理等の委託を受けた者が、当該受託業務を行う場合についても、⑤と同様の安全確保義務を課すものとするべきである。

(安全保護の原則、責任の原則)

- ⑧ センターのファイルに保有されるデータが陳腐化した結果、誤ったデータ等に基づいた行政活動が行われないようにするため、センターのファイルに保有されるデータについては、市町村の住民基本台帳の記録に基づき、オンライン等により速やかに更新されること等により、最新性・正確性が確保されるものとするべきである。

(データ内容の原則)

- ⑨ ネットワークシステムから提供されたデータを基に各種のデータベースが自由に結合されることにより生ずるプライバシー侵害の懸念を払拭するため、住民基本台帳情報の適正管理という観点から、ネットワークシステムからコード等のデータ提供を受けた行政機関は、当該データを基礎として構築するデータベースと他のデータベースとを電子計算機処理により結合(いわゆるデータ・マッチング)してはならないこととするべきである。

- ⑩ センターのファイルに保有されている自己のデータの内容について本人に知る機会を与え、その正確性等を確保するため、センターに対し、住民が自己のデータについての閲覧・開示を請求することができるものとするべきである。

また、自己のデータ内容が誤っていた場合等において、当該データの訂正を申し出ることができるものとするべきである。

(個人参加の原則)

- ⑪ センターに保有されている自己のデータの利用・提供、開示等に関する苦情や各種の相談・照会等に応じ、その解決を図るため、センターに相談・苦情処理等に関する審議組織を設けるなどにより、適切な処理を行うこととするべきである。

(個人参加の原則)

(2) 民間部門の利用規制に係る措置

このネットワークシステムは、公的部門の高度情報化のための基盤整備として導入されるものであり、センターのファイルに保有されるデータ（４情報及びコード）については、基本的には、民間機関による利用を想定していないものである。

また、民間機関がコードを基礎としたデータベースを自由に構築することについては、これを認めた場合の一定のメリットを指摘する考え方もあり得るが、一方で、個人の私生活に関わる個人情報に本人の知らないところで自由に結合され、個人のプライバシーが侵害されるおそれがあるとも考えられる。

したがって、民間部門におけるデータベースの在り方については、別途必要な議論が行われ、社会的なコンセンサスが形成される必要がある。このようなコンセンサスが形成されて、民間のデータベースの在り方についての評価が行われないままに、このネットワークシステムを民間機関が自由に活用することについては、容認すべきではないものとする。

このような観点から、以下のような措置を講じることとすべきである。

- ① 法令上の根拠を有する行政機関以外の者には、ネットワークシステムからのデータ提供を行わないものとし、原則として、民間機関にはデータ提供を行わないものとする。

（目的明確化の原則、利用制限の原則、公開の原則）

- ② 民間機関がデータベースを構築する等の目的で、個人に対しコードの提供を強制することとならないようにするため、法令上の権限を有する者以外の者は、取引の条件等として、コードの提示を求めてはならないものとする。

（収集制限の原則）

- ③ 民間機関が、コードを基礎として自由にデータベースを構築するこ

ととならないようにするため、法令上の権限を有する者以外の者が、コードを基礎としてデータベースを構築してはならないものとする。
（収集制限の原則）

(3) コードの体系に係る措置

- ① コードから一見して個人情報等が判明しないようにするため、コード自体からは、本人の氏名、住所、性別、生年月日及びコードを設定した市町村が判別できないようにすべきである。
- ② コードは、原則として市町村を越えた住所の異動を行った場合においても変わらないものとするが、コードの利用に関連して本人が不利益を受ける事態が生じる等の正当な理由がある場合には、本人の請求により、一定の手続を経て、コードを変更することができるものとするべきである。

(4) カードに係る保護措置

- ① すべての住民について一律にカードを発行することについては、カードを必要としない者についてまでカード管理の負担を負わせることとなる等の課題があるため、カードは、自ら申請した者にのみ発行されることとすべきである。
- ② カード内のデータの適切な保護、カードの偽造防止等のため、カードは、ＩＣカードとし、内部のデータは暗号化されるものとするべきである。
- ③ カード表面に記載されたデータの適切な保護を図るため、カードの表面には、基本的には、氏名、発行者のみを記載するものとするが、それ以外の記載事項の選択については、本人の申請によるものとする制度の是非についても検討すべきである。

④ カードは、原則として無期限に使用できるものとするが、使用頻度が高い場合等において物理的な耐用年数上問題がある場合等に再発行を行うこととするとともに、写真等を表面記載事項とする様式（バージョン）を選択した場合には、一定期間ごとにカードの更新を行うこととすべきである。

⑤ その他、必要な技術的保護措置を講じるものとするべきである。

(5) その他

以上の個人情報保護措置の実効性を担保するため、罰則等を含めた必要な法的措置及び技術的措置を講じるものとするべきである。

第7 今後の検討について

以上のような検討により当研究会としては、21世紀を目前にした現在、地方公共団体を結ぶ、住民基本台帳を基礎とした新しいネットワークシステムの導入が検討されるべき時期にきているものと考え。このネットワークシステムは、今後の高度情報化社会や高齢社会、地方分権の流れに対応していくとともに、全国的な住民の移動や交流が一般化し、地域間の交流や連携も活発に展開されているという状況の下での住民サービスの質的向上と行政の簡素効率化に寄与することが期待される。

住民基本台帳制度を所管している自治省においては、今後、このネットワークシステムの導入や運用の主体となる地方公共団体をはじめ各方面における論議を経て、その導入に向けて、住民基本台帳法の改正等を中心とした所要の法制的検討を進めるとともに、セキュリティ対策等を含めた技術的な検討を行い、このネットワークシステムの早期の導入を図るべきである。

図1 ネットワークシステムの概念図

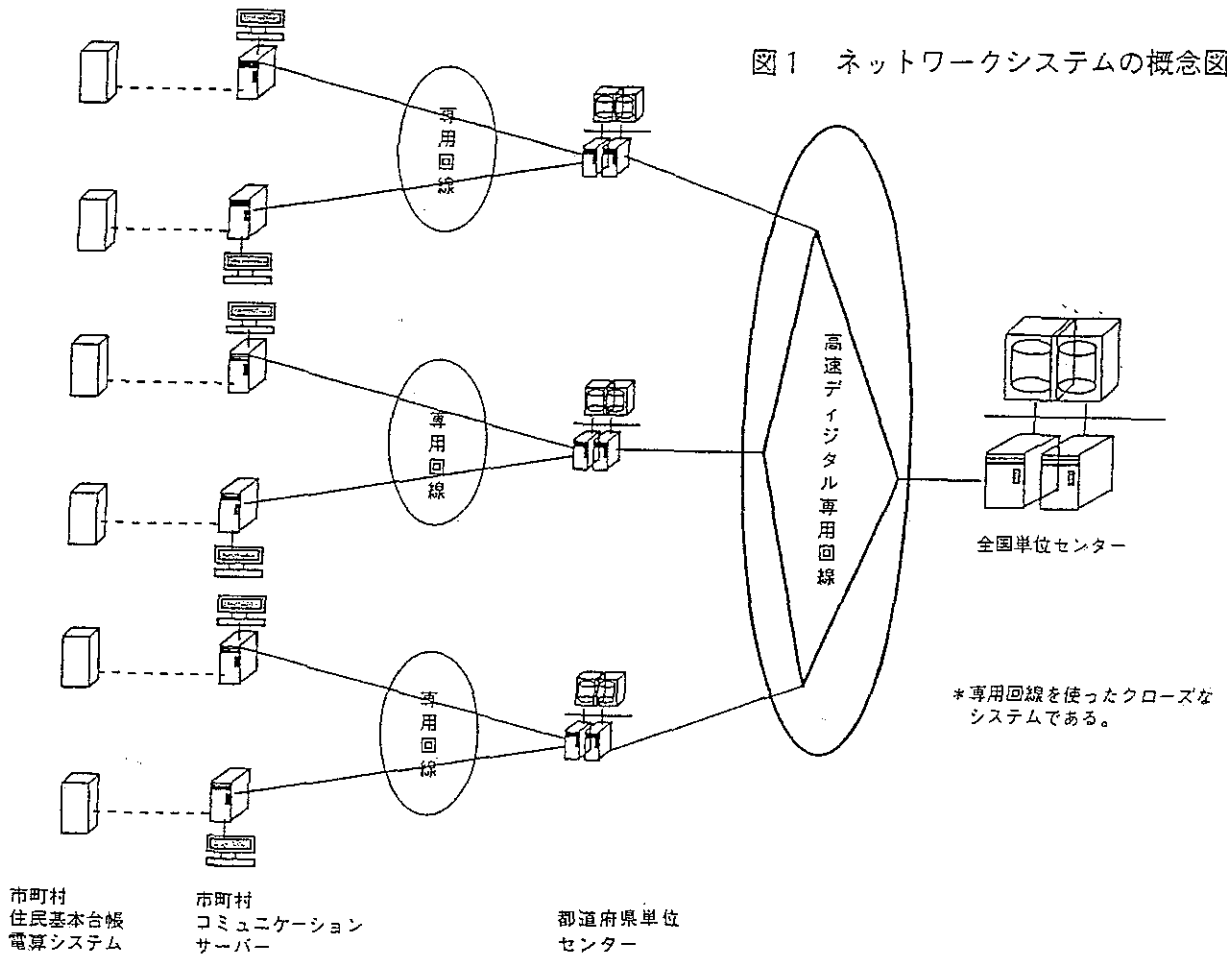


図2 コミュニケーション・サーバーのイメージ

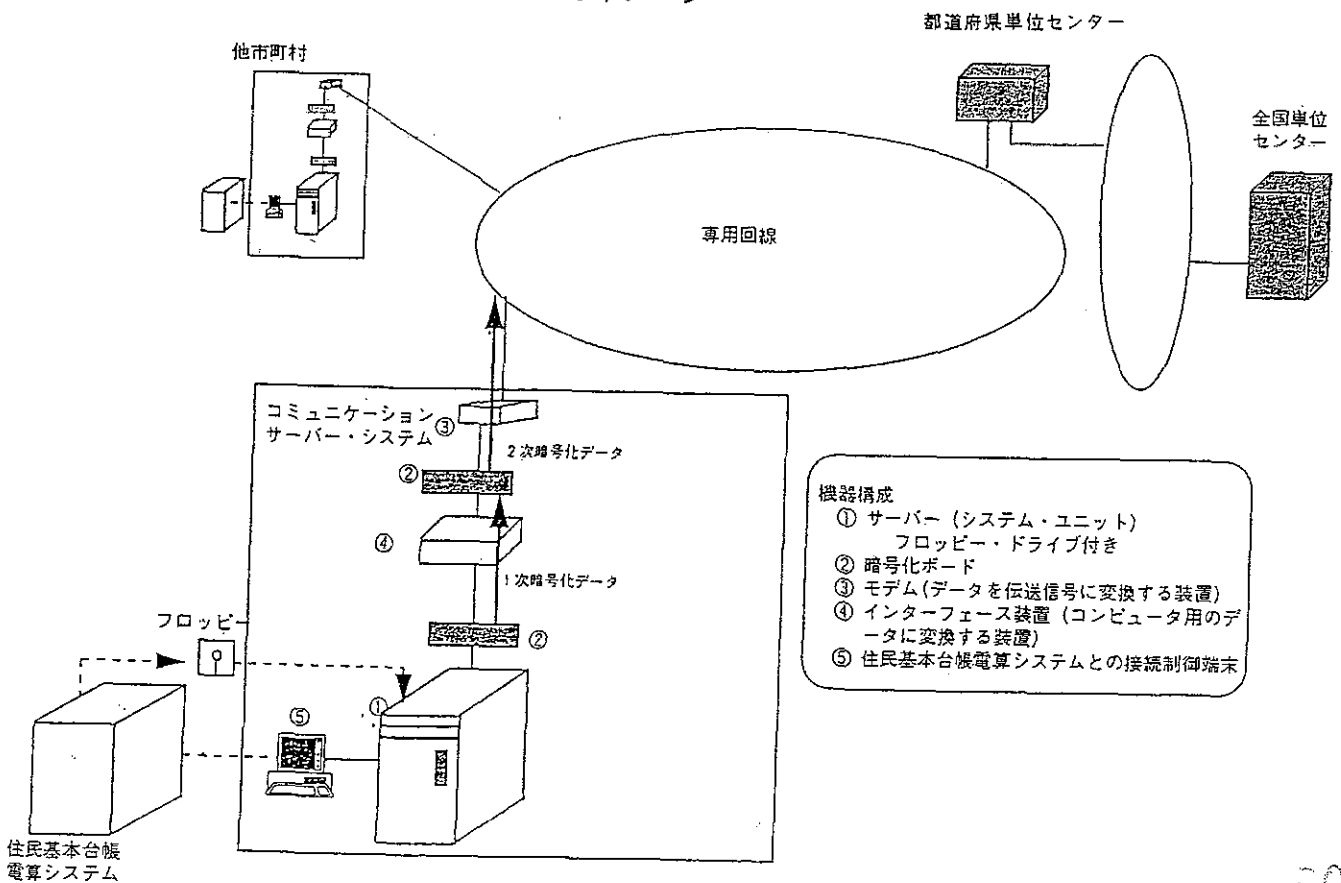
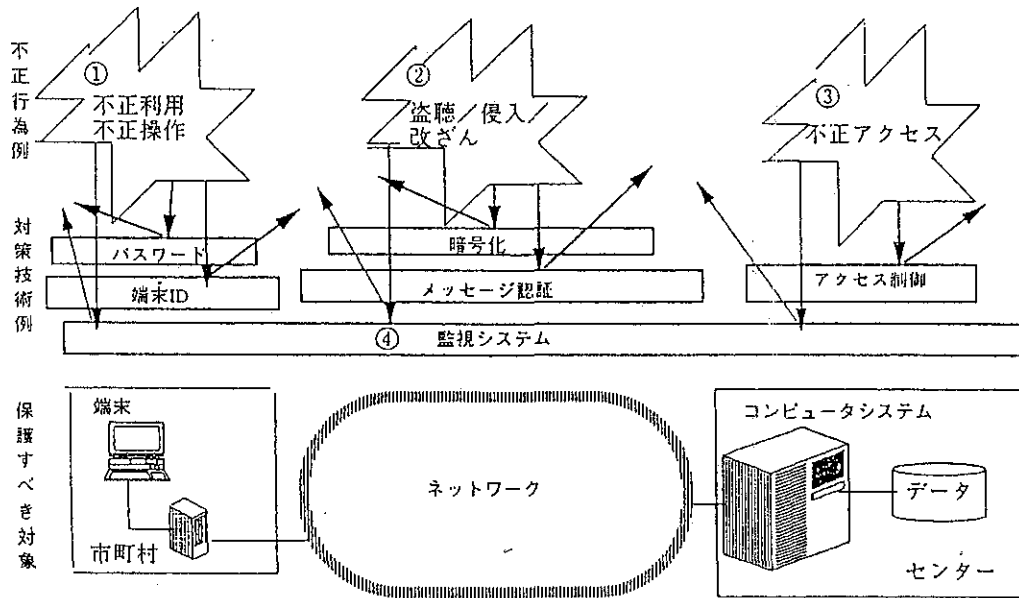


図3 技術的な安全性確保措置のイメージ



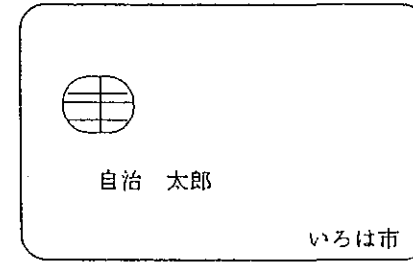
- ① 端末に対する不正利用、不正操作を防止するためにパスワード、端末IDの対策を施す。
- ② ネットワークの回線に対する盗聴/侵入及びネットワークを流れるデータの改ざんを防止するために暗号化、メッセージ認証の対策を施す。
- ③ センターにあるコンピュータ及びデータファイルに対する不正アクセスを防止するためにアクセス制御の対策を施す。
- ④ もし、上記の対策を潜り抜けて侵入しようとしても監視する機能を有することにより防止する。

注

端末IDは端末に付けられた番号のことで、それをシステムに登録しておいて識別し、認証を行う。
 メッセージ認証とはメッセージ(通信文)の受信者がメッセージの妥当性を検証できる仕掛けをいう。
 アクセス制御とは、データを利用するプログラム、命令などをチェックして、登録された所定の利用者以外に対してはデータの提供を許さないようにすること。

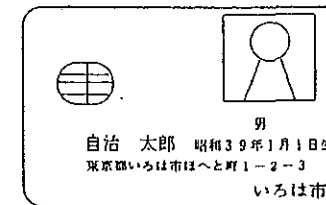
図4 住民基本台帳カードの様式のイメージ

氏名、発行者を表面記載する基本バージョン

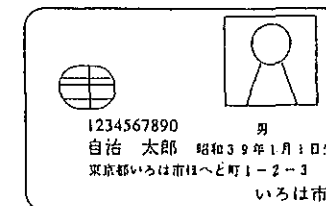


その他考えられる選択肢

写真、4情報、発行者を表面記載するバージョン

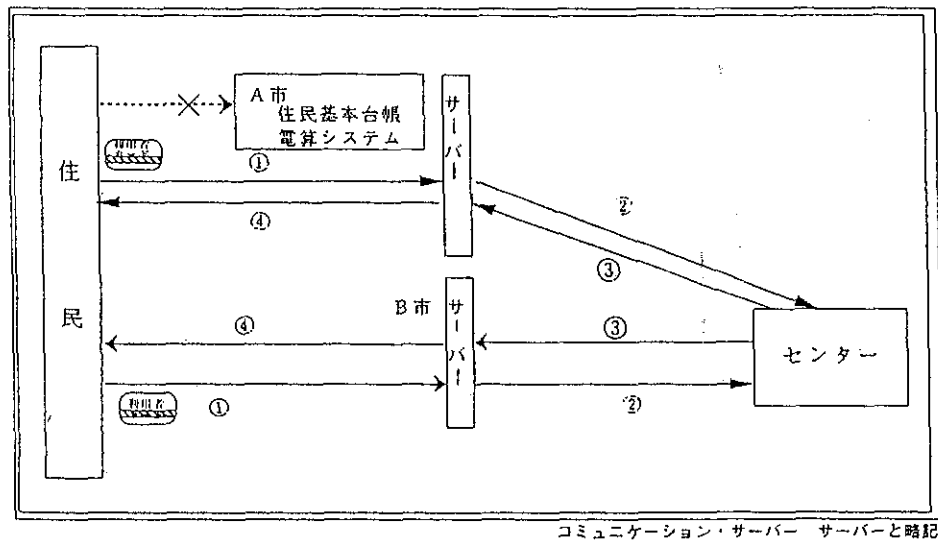


写真、4情報、コード、発行者を表面記載するバージョン



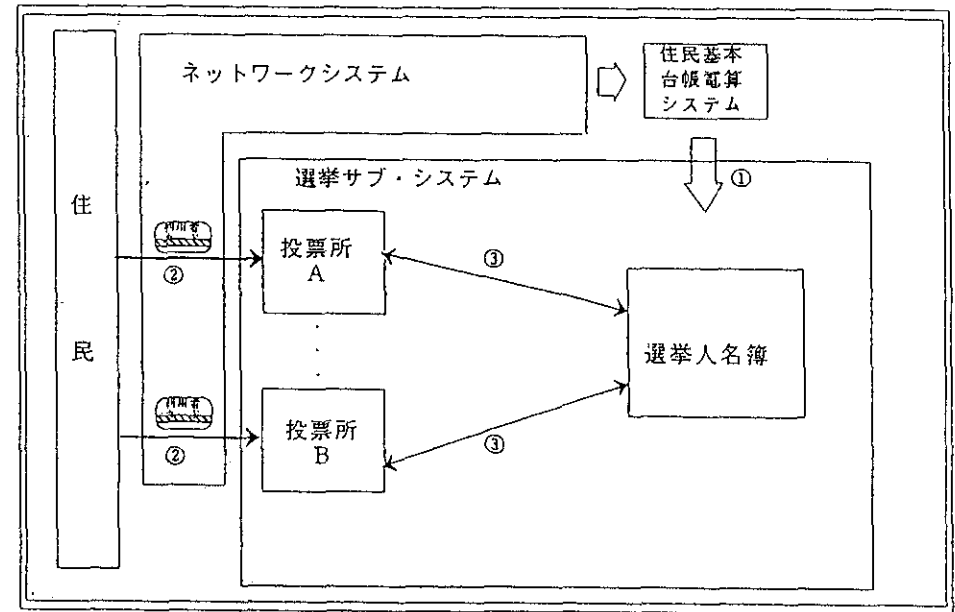
31

図5 災害時等において市町村の住民基本台帳電算システムが稼働しないときの補完のイメージ



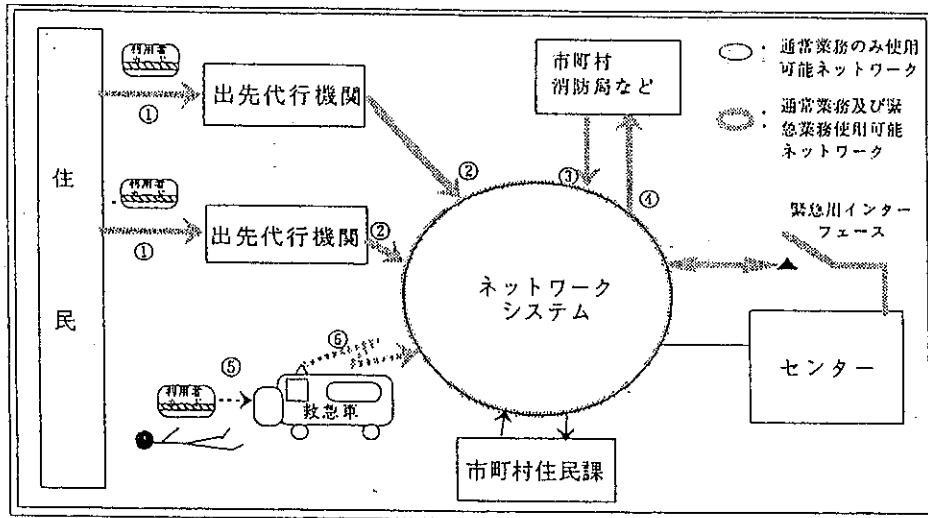
- ① 身近な市町村窓口（A市でもB市でも可能）で申請（住民票の写し等の交付申請）手続等、4情報に基づくA市の簡易な行政サービスを実施
- ② コミュニケーション・サーバーを通じてセンターにアクセスし、行政サービスに必要な4情報をセンターに要求
- ③ センターは、要求された個人に係る4情報を要求元の市町村に送信し、本人確認
- ④ 申請のあった証明書（住民票の写し等）の発行などの行政サービスを4情報に基づき実施

図6 市町村内任意の投票所における投票のイメージ



- ① 住民基本台帳電算システムから住民基本台帳コードを抽出
- ② 投票所の受付窓口で住民基本台帳カード（全国共通様式）を提示し、本人確認
- ③ 住民基本台帳コードによる選挙人名簿情報の検索

図7 緊急時等の安否確認のイメージ



緊急時、緊急用インターフェースをオンにし、防災機関用の特別なパスワードでネットワークシステムにアクセスする。

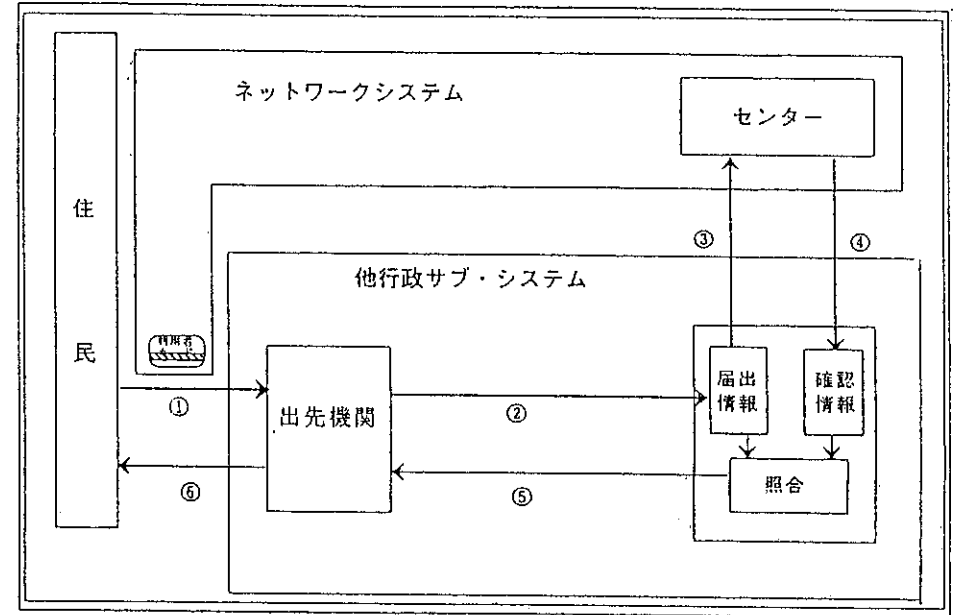
【安否の確認】

- ① 身近な出先代行機関（例：小学校等の避難施設等）に安否通知のため、住民基本台帳カードを提示
- ② カード読取装置により、個人の安否情報をセンターに通知伝送
- ③ 市町村の消防局などから個人別の安否情報の要求
- ④ 要求された個人の安否情報の提供

【連絡先の把握】

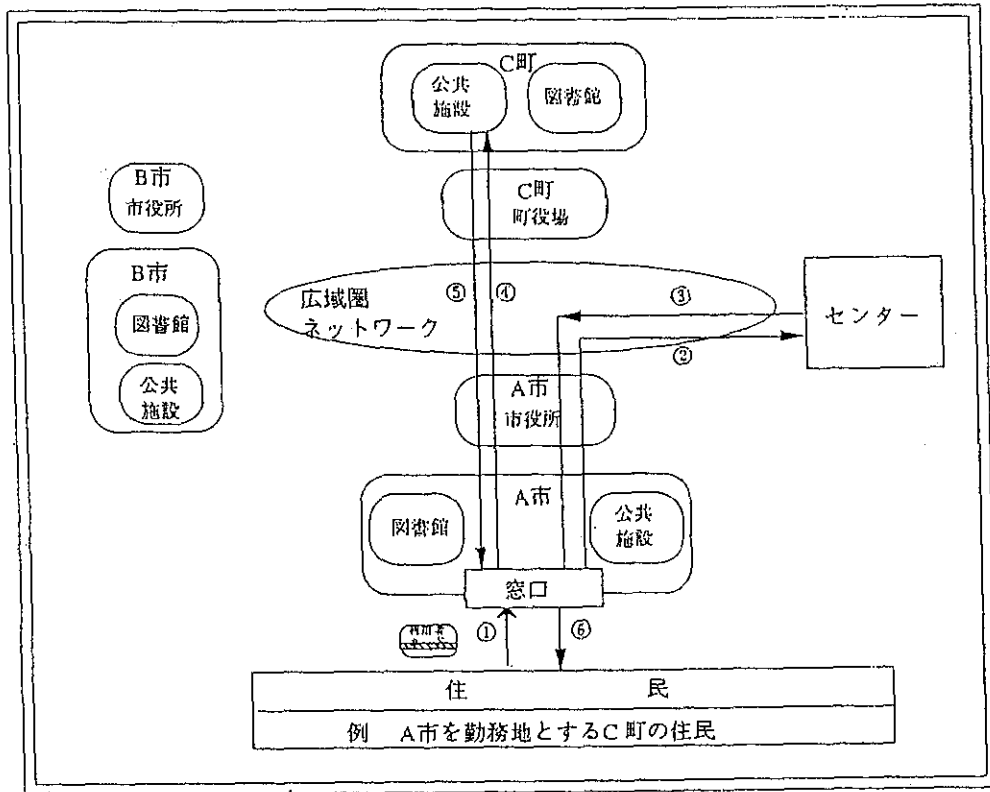
- ⑤ 負傷者など特定個人に関し住民基本台帳カードにより住民基本台帳コードの読み取り
- ⑥ 本人確認のための住民基本台帳コードの通知

図8 他の行政機関等における本人確認のイメージ



- ① 住民基本台帳カードを携帯提示した届出手続
- ② 4情報及び住民基本台帳コードに係る届出情報の確認依頼
- ③ 住民基本台帳コードによる本人確認情報の検索
- ④ 4情報及び住民基本台帳コードに係る確認情報の提供
- ⑤ 届出情報と確認情報の照合による本人確認内容の通知
- ⑥ 手続実施可否の判断に基づく手続の継続実施

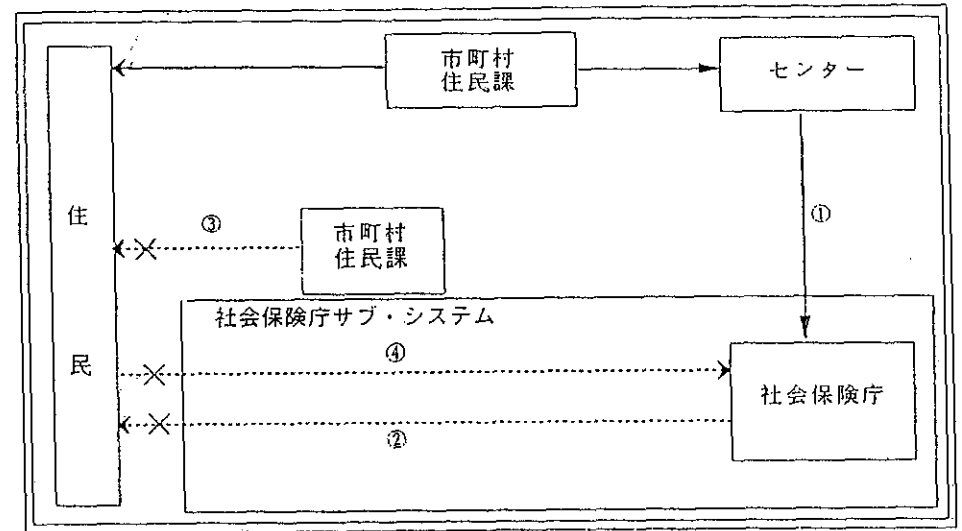
図9 公共サービスの広域的な利用のイメージ



事例 A市を勤務地とするC町の住民が、勤務地から休日の施設申込みを行うケース（図書の貸出し予約、抽選を行う施設の申込み等に有効）

- ① 住民基本台帳カードを提示し、A市内の最寄りの公共施設等の窓口からC町の施設の休日利用の申込
- ② センターに本人確認の要求
- ③ センターからの応答により、本人であることの確認
- ④ C町の公共施設システムに予約の申込
- ⑤ 予約受付等の応答の受け取り
- ⑥ 申込者に受付証明を発行

図10 年金業務における現況確認手続の簡素化のイメージ



- ① 年金受給者の現況確認のための情報を提供
- ② 現況届用紙の送付の省略
- ③ 住民票記載事項証明の省略
- ④ 住民票記載事項証明付き届出書類の提出の省略

研究会幹事名簿

中野正志	全国知事会調査第一部長
小笠原春夫	全国市長会行政部長
細川孝永	全国町村会行政部長
吉田 哲	自治大臣官房情報管理室長
朝日信夫	自治省行政局行政課長
武田文男	自治省税務局市町村税課長
伊藤祐一郎	自治省行政局振興課長

研究会審議日程

○平成7年5月22日	第1回研究会 (議事) ・スケジュール及び今後の進め方について ・プライバシーについて
○平成7年7月20日	第2回研究会 (議事) ・ネットワークのシステムについて ・ネットワークシステムとプライバシーの関連場面について ・住民基本台帳番号(仮称)の利用分野について
○平成7年8月25日	第3回研究会 (議事) ・千葉県船橋市現地調査
○平成7年9月18日	第4回研究会 (議事) ・第3回研究会(船橋市現地調査)の主なポイント ・個人情報保護施策について ・民間部門における利用規制について
○平成7年10月17日	第5回研究会 (議事) ・諸外国の番号制度導入の経緯について ・個人情報保護対策について
○平成7年10月30日	第6回研究会 (議事) ・ネットワークシステムのあり方について ・カードシステムのあり方について ・個人情報保護のためのセキュリティ対策について
○平成7年11月22日	第7回研究会 (議事) ・ネットワークシステムに関して残された主な検討項目について

- 平成7年12月15日 第8回研究会
(議事)・ネットワークシステムに関して残された主な検討項目について

- 平成8年1月29日 第9回研究会
(議事)・大蔵省、社会保険庁説明
・報告書骨子案について

- 平成8年2月14日 第10回研究会
(議事)・報告書骨子案について

- 平成8年3月4日 第11回研究会
(議事)・報告書案について

- 平成8年3月28日 第12回研究会
(議事)・研究会の報告書について

資 料 編

資料編目次

資料1	住民基本台帳制度の概要について	55
資料2	住民基本台帳制度と戸籍制度との比較	57
資料3	住民基本台帳事務の電算化の状況	59
資料4	住民票の添付が必要とされる主な行政手続	60
資料5	ネットワークシステムに係る 相談・苦情処理等について	63
資料6	経済協力開発機構 「プライバシー保護と個人データの国際流通 についてのガイドラインに関する理事会勧告」	64
資料7	諸外国の番号制度導入の経緯について	68
資料8	諸外国における番号制度の状況について	70
資料9	諸外国の番号制度における個人情報保護対策	71
資料10	諸外国の番号制度における民間利用規制	73

住民基本台帳制度の概要について

1. 制度の趣旨

住民基本台帳制度は、次に掲げる目的を達成するため、住民に関する正確で統一的な記録を行うものである。

- 住民票の写しの交付等の方法により、住民の居住関係を公証する。
- 住民に関する各種の行政事務処理の基礎とする。
- 住民の住所に関する届出等の簡素化を図る。
- 住民に関する記録の適正な管理を図る。
- 国及び地方公共団体の行政の合理化に資する。

2. 対象者

日本国籍を有する住民

3. 台帳の整備、管理等の主体

市（指定都市にあっては区）町村（特別区を含む。）

4. 住民基本台帳

住民基本台帳は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成したもの。

5. 住民票の記載と記載事項

(1) 住民票の記載

住民票の記載、記載の修正、消除は、住民の届出又は市町村長の職権により行われる。

(2) 主な記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 男女の別
- 住所
- 世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 戸籍の表示
- 選挙人名簿への登録の有無
- 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（資格を取得した日等）
- 国民年金の被保険者の資格に関する事項（被保険者の種別等）
- 児童手当の受給資格に関する事項（児童手当の支給を開始した日等）

住民基本台帳制度と戸籍制度との比較

6. 住民票の正確性確保のための措置

住民票は、住民の居住関係等の公証制度であり、その記載事項の正確性の確保のために、次のような手続がとられている。

(1) 届出

- 転入届
- 転居届
- 転出届
- 世帯変更届 等

(2) 調査

市町村長は、定期に又は必要に応じて、随時、住民票の記載事項について調査を行う。

(3) 市町村間の通知

転入届があった場合や戸籍に関する届出を受理した場合等には、市町村間において通知を行う。

7. 住民基本台帳を基礎として行う事務

住民基本台帳は、次に掲げる事務処理の基礎となっている。

- 選挙
- 国民健康保険
- 国民年金
- 児童手当
- 住民税
- 学齢簿
- 印鑑登録証明
- 予防接種
- 生活保護
- その他の保健・福祉サービス 等

	住民基本台帳制度	戸籍制度
根拠法	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)	戸籍法(昭和22年法律第224号)
主務大臣	自治大臣(ただし、戸籍の附票に関する事項は、法務大臣・自治大臣)	法務大臣
制度の趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・居住関係の公証 ・各種行政事務の基礎資料 ・住民の住所に関する届出の簡素化 ・国及び地方公共団体の行政の合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・身分関係の公証
事務の種類	団体事務	機関委任事務
適用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・国内に住所を有する日本国民 (なお、国内在住の外国人については、外国人登録法が適用される。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国民(外国地にある場合を含む。) ・外国人(婚姻・縁組等の場合に限る。)
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・出生の年月日 ・男女の別 ・世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主との続柄 ・戸籍の表示 ・住民となった年月日 ・住所及び住所を定めた年月日 ・選挙人名簿に登録されている旨 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・出生の年月日 ・戸籍に入った原因及び年月日 ・実父母の氏名及び実父母との続柄 ・夫婦については、夫又は妻である旨 等
事務管理者	住所地市町村長(指定都市にあっては区長)	本籍地市町村長(指定都市にあっては区長)
届出の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・転入届(他市町村からの住所異動) ・転居届(同一市町村内における住所異動) ・転出届(他市町村への住所異動) ・世帯変更届(世帯又は世帯主の変更) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出生届 認知届 養子縁組届 ・養子離縁届 婚姻届 離婚届 ・親権者指定届 死亡届 失踪宣告届 ・国籍取得届 転籍届 等
事務処理の電算化率	全市町村の91.1%(平成7年4月1日)	15市町村が官報により告示(平成7年末)

○住民票様式例

氏名		性別		生年月日		出生地		住民票の別		世帯主		世帯員		世帯員		世帯員	
姓	名	男	女	年	月	日	都道府県	市区町村	世帯主	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員
住所	番	号	住居表示	町	丁目	番	号	住居表示	住居表示	住居表示	住居表示	住居表示	住居表示	住居表示	住居表示	住居表示	住居表示
本籍	都道府県	市区町村	世帯主	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員
世帯主	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員

○戸籍様式

氏名		性別		生年月日		出生地		出生		出生		出生		出生		出生	
姓	名	男	女	年	月	日	都道府県	市区町村	父	母	父	母	父	母	父	母	父
本籍	都道府県	市区町村	父	母	父	母	父	母	父	母	父	母	父	母	父	母	父
出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生

資料3

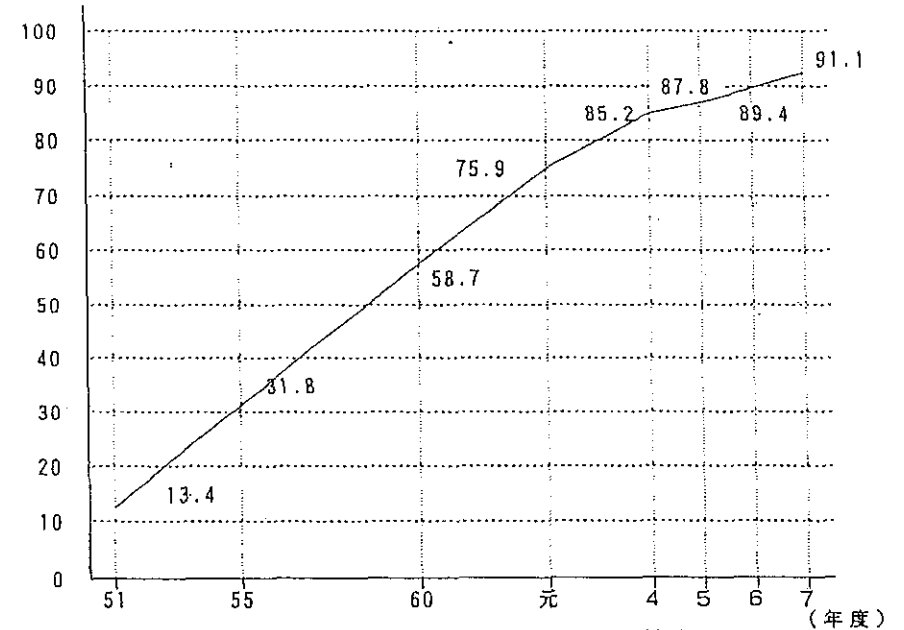
住民基本台帳事務の電算化の状況

平成7年4月1日現在で、3,257市区町村のうち91.1% (2,968団体)、人口割合にすれば98.7%において、住民基本台帳事務が電算処理されている。

また、住民基本台帳事務の未電算化団体においても、ほとんどの団体が電算化の意向を示しており、今後、電算化はさらに進んでいくものと考えられる。

なお、自治省としても、住民基本台帳事務を含む市町村の行政事務の電算化を積極的に推進してきているところである。

(%) 住民基本台帳事務の電算化率の推移



(注) 電算化率 = 電算化している団体数 / 全市区町村数
数値は各年度の4月1日現在のもの

[参考] 人口割合による電算化率

98.1% (平成6年4月1日現在) — 98.7% (平成7年4月1日現在)

(注) 人口割合 = 電算化している市区町村における住民基本台帳人口 / 全市区町村における住民基本台帳人口

資料4

住民票の添付が必要とされる主な行政手続

【行政一般】

- 遺族補償一時金の請求（人事院規則16-4第1条第3項）、災害補償の実施に関する審査の申立て（同規則13-3第11条第1項等）
- 国の行政機関の保有する自己情報の開示請求に当たって書面の送付を請求する場合（行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律施行令第11条）
- 運転免許の申請（道路交通法施行規則第17条第2項）、運転免許証の記載事項の変更（同規則第20条）、安全運転管理者等の届出（同規則第9条の11等）
- 警備業者の認定の申請等（警備業法施行規則第4条）
- 風俗営業の許可等の申請（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する総理府令第1条）
- 質屋の許可の申請（質屋営業法施行規則第2条）
- 古物商の許可の申請等（古物営業法施行規則第3条等）
- 指定射撃場の指定の申請（銃砲刀剣類所持等取締法に基づく指定射撃場の指定に関する総理府令第10条）

【法務】

- 司法試験第2次試験の出願（司法試験管理委員会の会議等に関する規則三の（一）の5）
- 司法書士の資格の認定の申請等（司法書士法施行規則第7条第2項等）
- 土地家屋調査士の資格の認定の申請等（土地家屋調査士法施行規則第8条第2項等）

【外務・旅券】

- 一般旅券の発給の申請（旅券法施行規則第2条第1項）

【税務】

- 老人等に係る非課税郵便貯金の申込み（所得税法第9条の2第2項、同法施行令第30条の9、同法施行規則第3条の6）
- 老人等に係る非課税貯蓄の申込み（所得税法第10条第5項、同法施行規則第7条第2項）
- 利子、配当、償還金等の受領者の氏名、住所等の告知（所得税法第224条、同法施行令第337条第2項、第339条第8項、第343条、同法施行規則第81条の5等）
- 株式会社等の譲渡の対価の受領者の氏名、住所等の告知（所得税法第224条の3、同法施行規則第81条の15、第81条の16、第81条の17）
- 通関業の許可の申請（通関業法施行規則第1条）

【社会保障】

- 特例退職被保険者の申請（健康保険法施行規則第15条ノ3第2項）、日雇特例被保険者手帳の交付の申請（同規則第73条第1項）

- 障害児養育年金の支給の請求（予防接種法施行規則第11条の2）
- 原子爆弾被爆者に対する特別手当、健康管理手当、保険手当又は介護手当の申請（原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則第13条等）
- 児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求（児童手当法施行規則第1条）
- 児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求（児童扶養手当法施行規則第1条）
- 特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条）
- 障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格についての認定の請求（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条及び第15条）
- 引揚者給付金等の支給の請求（引揚者給付金法施行規則第2条）
- 引揚者に対する特別交付金の支給の請求（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則第2条）
- 戦傷病者手帳の交付の請求（戦傷病者特別援護法施行規則第1条）
- 老齢基礎年金、障害者基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の裁定等の請求（国民年金法施行規則第16条第2項、第31条第2項、第39条第3項、第60条の2第2項及び第61条第2項等）
- 老齢厚生年金、障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金の裁定等の請求（厚生年金保険法施行規則第30条第2項、第44条第2項及び第60条第3項等）
- 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等の年金受給者の異動報告等（国家公務員等共済組合法施行規則第114条の42第1項、地方公務員共済組合法施行規則第159条第2項、私立学校教職員共済組合法施行規則第20条第2項、農林漁業団体職員共済組合法施行規則第24条第1項）

【労働】

- 労働者災害補償に係る遺族補償年金の支給の請求等（労働者災害補償保険法施行規則第15条の2第3項第4五号等）
- 雇用保険に係る基本手当の受給者資格決定の申請等（雇用保険法施行規則第18条等）

【金融等】

- 貸金業者の登録の申請（貸金業の規制に関する法律施行規則第4条）
- 生命保険募集人等の登録の申請（保険募集の取締に関する法律第3条第3項）
- 特定債権等譲受業者の許可の申請（特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可及び監督に関する省令第4条）
- 郵便貯金に係る教育資金貸付けの借入の申込み（郵政省に委託された教育資金の小口貸付けの申込みの受理及び貸付けの交付に関する業務に関し貸付けの申込手続等を定める省令第2条第2項）

【産業・交通等】

- 商品取引所の設立許可の申請（商品取引所法施行規則第1条）
- 商品投資販売業の許可の申請及び商品投資顧問業の許可の申請（商品投資販売業者の

許可及び監督に関する省令第4条)

- 電気工事士免状の交付の申請（電気工事士法施行規則第6条）
- 回路配置利用権の登録の申請（回路配置利用権等の登録に関する政令第18条）
- 火薬類製造保安責任者等の試験の出願（火薬類取締法施行規則第78条）
- 鉱業権の設定の出願（鉱業登録令第19条の2等）
- 採石業者の登録の申請（採石法施行規則第8条第2項）
- 砂利採取業者の登録の申請（砂利採取業者の登録等に関する規則第2条第2項）
- 中小企業への共済金の貸付けの申請（中小企業倒産防止共済法施行規則第11条第2項）
- 特許に関する登録の申請（特許登録令第35条）
- 自動車損害賠償保障法に基づく政府に対する損害のてん補の請求（自動車損害賠償法施行規則第27条第2項）
- タクシー運転者登録原簿への登録の申請（タクシー業務適正化臨時措置法施行規則第3条第2項）
- 海技従事者国家試験の申請、海技従事者が行う登録申請事項又は海技免状の訂正の申請（船舶職員法施行規則第37条第1項、第7条第2項）
- 船員手帳の交付の申請（船員法施行規則第29条第1項）
- 航空機操縦練習許可の申請（航空法施行規則第67条第2項）
- 旅行業の新規登録又は変更登録の申請（旅行業法施行規則第1条第2項）
- ホテルの登録の申請（国際観光ホテル整備法施行規則第2条第2項）
- 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録の申請（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第18条）
- 指定建設業監理技術者資格証の交付の申請（建設業法施行規則第17条の15）
- 宅地建物取引業の免許の申請（宅地建物取引業法施行規則第1条の2第1項）
- 宅地開発事業計画の認定の申請（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法施行規則第3条）

【教育・文化】

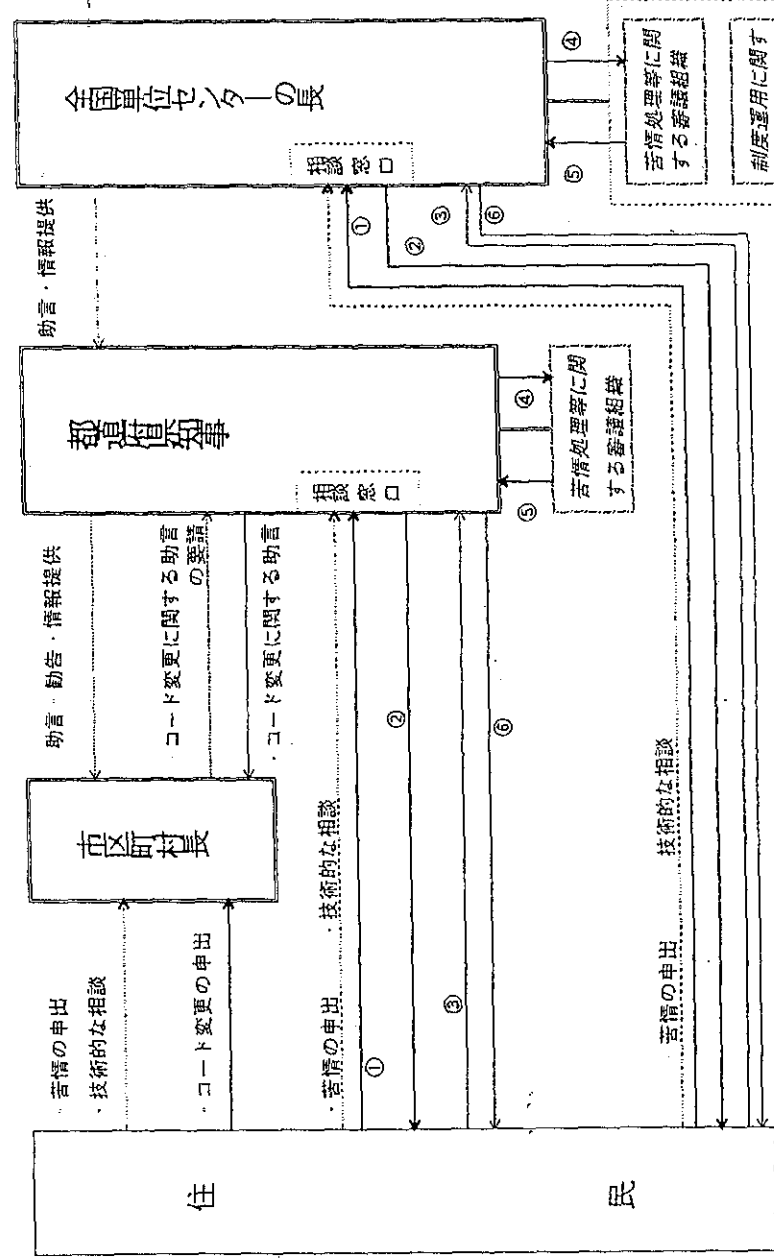
- 大学入学資格検定の出願（大学入学資格検定規程第7条）
- 教育資格認定試験の出願（教育資格認定試験規程第6条）
- 学芸員資格認定試験の出願（博物館法施行規則第11条）
- 著作権の登録の申請（著作権法施行令第21条）

【環境衛生】

- 外国製造医薬品等の製造の承認の申請に係る国内管理人（薬事法施行規則第26条の3第2項）
- 産業廃棄物収集運搬業の許可の申請（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項）
- 浄化槽清掃業の許可の申請（厚生省関係浄化槽法施行規則第10条第2項）
- 公密健康被害補償法に基づく患者である旨の認定の申請等（公密健康被害の補償等に関する法律施行規則第1条等）

資料5

ネットワークシステムに係る相談・苦情処理等について



(注) ① 都道府県又は全国単位セクターの長が、回答する。

② 都道府県知事又は全国単位セクターの長が、回答する。

③ 都道府県知事又は全国単位セクターの長が、回答する。

④ 都道府県知事又は全国単位セクターの長が、回答する。

⑤ 都道府県知事又は全国単位セクターの長が、回答する。

⑥ 都道府県知事又は全国単位セクターの長が、回答する。

資料6

プライバシー保護と個人データの国際 流通についてのガイドラインに関する 理事会勧告

(1980年9月23日採択)

理事会は、

1960年12月14日のOECD条約第1(c)、3(a)及び5(d)の各項に留意し、加盟国は、国内法及び国内政策の相違にもかかわらず、プライバシーと個人の自由を保護し、かつプライバシーと情報の自由な流通という基本的ではあるが、競合する価値を調和させることに共通の利害を有すること、個人データの自動処理及び国際流通は、国家間の関係に新しい形態を作り上げるとともに、相互に矛盾しない規則と運用の開発を要請すること、個人データの国際流通は経済及び社会の発展に貢献すること、プライバシー保護と個人データの国際流通に係る国内法は、そのような国際流通を妨げる恐れがあること、

を認識し、

加盟国間の情報の自由な流通を促進すること及び加盟国間の経済的社会的関係の発展に対する不当な障害の創設を回避することを決意し、次のとおり勧告する。

- 1 加盟国は、本勧告の主要部分である勧告附属文書のガイドラインに掲げているプライバシーと個人の自由の保護に係る原則を、その国内法の中で考慮すること。
- 2 加盟国は、プライバシー保護の名目で、個人データの国際流通に対する不当な障害を除去、又はそのような障害の創設を回避することに努めること。
- 3 加盟国は、勧告附属文書に掲げられているガイドラインの履行について協力すること。
- 4 加盟国は、このガイドラインを適用するために、特別の協議・協力の手続きについてできるだけすみやかに同意すること。

勧告附属文書

プライバシー保護と個人データの国際流通 についてのガイドライン

第1部 総論

定 義

1 このガイドラインにおいて

- (a) 「データ管理者」とは、国内法によって、個人データの内容及び利用に関して決定権限を有する者を意味し、そのようなデータが、管理者又はその代理人によって、収集、貯蔵、もしくは流布されるかどうかは問わない。
- (b) 「個人データ」とは、識別された又は識別されうる個人（データ主体）に関するすべての情報を意味する。
- (c) 「個人データの国際流通」とは国境を越えて、個人データが移動することを意味する。

ガイドラインの適用範囲

- 2 このガイドラインは、その処理方法又は、その性質もしくは利用の状況から、プライバシーと個人の自由に対して危険性のある公的又は私的分野の個人データに適用する。
- 3 このガイドラインは、次のことを妨げるものと解釈されてはならない。
 - (a) 異なる範ちゅうの個人データに対し、その性質及びその収集、貯蔵、処理及び流布の状況に応じて、異なる保護措置を適用すること。
 - (b) プライバシーと個人のデータに対して、明らかにいかなる危険性をも含んでいない個人データについて、ガイドラインの適用を除外すること。
 - (c) 個人データの自動処理についてのみガイドラインを適用すること。
- 4 ガイドラインの第2部及び第3部に掲げられている諸原則に対する例外は、国家主権、国家安全保障及び公的政策（「公秩序」）に関係するものをも含め、
 - (a) できるだけ少なくすること。
 - (b) 国民に知らしめること。
- 5 連邦国家という特別の場合には、ガイドラインの遵守は、連邦制における権力の分割によって影響を受けることもある。
- 6 このガイドラインは、最小限の基準とみなされるべきであり、プライバシーと個人の自由の保護のため追加的措置により補完することができる。

第2部 国内適用における基本原則

収集制限の原則

- 7 個人データの収集には、制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。

データ内容の原則

- 8 個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たれなければならない。

目的明確化の原則

- 9 個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時期において明確化されなければならない。その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しない。

かつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。

利用制限の原則

10 個人データは、第9条により明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。

- (a) データ主体の同意がある場合、又は、
- (b) 法律の規定による場合

安全保護の原則

11 個人データは、その紛失若しくは不当なアクセス・破壊・使用・修正・開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。

公開の原則

12 個人データに係る開発、運用及び政策については、一般的な公開の政策が採られなければならない。

個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できなければならない。

個人参加の原則

13 個人は次の権利を有する。

- (a) データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- (b) 自己に関するデータを、
 - (1) 合理的な期間内に、
 - (2) もし必要なら、過度にならない費用で、
 - (3) 合理的な方法で、かつ、
 - (4) 自己にわかりやすい形で、自己に知らしめられること。
- (c) 上記(a)及び(b)の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること及びそのような拒否に対して異議を申立てることができる。
- (d) 自己に関するデータに対して異議を申立てること、及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させること。

責任の原則

14 データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。

第3部 国際的適用における基本原則

自由な流通と合法的制限

15 加盟国は、個人データの国内における処理及びその再移出が、他の加盟国に及ぼす影響について配慮すべきである。

16 加盟国は単なる通過も含めた個人データの国際流通が阻害されず、安全であることを確保するために、あらゆる合理的かつ適当な手段を講ずべきである。

17 加盟国は、自国と他の加盟国との間における個人データの国際流通を制限することを控えるべきであるが、後者が未だガイドラインを実質的に遵守していない場合、又はかかるデータの再移出がその国のプライバシー保護規制を免れようとする場合は、この限りでない。

加盟国は、また、自国のプライバシー法制が、その性格からして特別の規制をしており、かつ他の加盟国が、自国と同等の保護を課していないある種の個人データに関しては、その流通を制限することができる。

18 加盟国は、プライバシーと個人の自由の保護という名目で、これらの保護に必要とする程度を超え、かつ、個人データの国際流通に対して障害を創設することになるような法律や政策及び運用を差し控えるべきである。

第4部 国内実施

19 第2部及び第3部に規定されている諸原則の国内実施に当たって、加盟国は、個人データに関するプライバシーと個人の自由の保護のための法的、行政的又はその他の手続きあるいは制度を確立すべきである。

加盟国は、特に次の事項に努めるものとする。

- (a) 適当な国内法を制定すること。
- (b) 行動綱領その他の形式による自主的な規定の制定を奨励し、支持すること。
- (c) 個人に対し、その権利を行使するための合理的な手段を提供すること。
- (d) 第2部及び第3部の諸原則を実施するた措置に応じない場合には適当な制裁及び救済手段を提供すること。
- (e) データ主体に対する不当な差別がないようにすること。

第5部 国際協力

20 加盟国は、ガイドラインの諸原則の遵守状況について、要求があれば他の加盟国に通報すべきである。加盟国は、また、個人データの国際流通及びプライバシーと個人の自由の保護についての手続きが簡明であり、かつガイドラインを遵守している他の加盟国のそれと矛盾しないようにすべきである。

21 加盟国は、次の事項を容易にするための手続きを確立すべきである。

- (1) ガイドラインに関する情報交換
- (2) 手続的調査の事項における相互援助

22 加盟国は、個人データの国際流通に関して、適用し得る法を規定する国内的、国際的な諸原則の開発に向けて作業すべきである。

資料7

諸外国の番号制度導入の経緯について

1 アメリカ合衆国

アメリカ合衆国においては、全国民を対象とした住民登録制度は存在しない。社会保障番号（SSN）は、老齢年金等に係る給付金算定の基礎となる個人の稼得賃金等及び給付金の支払いを管理するために導入された。

根拠法となる社会保障法（the Social Security Act）は、1935年に制定され、1936年に最初のSSNが発行された。SSNを利用した管理業務が実施されたのは1937年からである。また、1962年からは、国税庁が納税者番号として使用している。

2 カナダ

カナダにおいては、全国民を対象とした住民登録制度は存在しない。社会保険番号（SIN）は、従来の失業保険番号の数字が飽和したのでこれに代替するため及び新たな年金制度に対応するため、1964年に失業保険法に基づき導入された。

導入当初は、失業保険制度の管理のために利用されており、1965年にカナダ年金法の成立により年金業務の管理に利用されるようになった。また、同年に所得税法が改正され、税務に社会保険番号が使用されることとなった。

3 スウェーデン

住民登録番号（PIN）は、住民登録制度を基礎としている。スウェーデンにおいては教区民把握のため、住民登録制度をスウェーデン国教会が所管していた。17世紀初頭に教区における住民登録が初めて行われ、1686年には、全国的な住民登録が初めて行われた。

1946年には、住民登録を基礎とした住民登録番号（PIN）が導入されたが当初は、機械化されていなかった。1968年からは、住民登録にEDP（Electronic Data Processing）システムが導入され、コンピュータ化がなされた。

1991年からは、住民登録制度の所管がスウェーデン国教会の教区事務所から、国家租税委員会へ移った。

4 デンマーク

1924年に、各地方公共団体の行う住民の家族状況等の調査を中央政府において把握するため、住民登録制度が導入された。当初は機械化されておらず、集中管理もされていなかった。

1968年において、市民登録番号（CRN）を使用し、コンピュータにより集中管理されるCRS（Civil Registration System）が導入された。このCRSは、内務省の

管理下のデンマーク政府のコンピュータセンターである、データセントラール（Data centralen）社が実際の運営に当たっている。

5 フランス

国民ID番号（Numero National D'identification）は、1941年占領時のヴィシー政権下において導入された。

1946年6月14日のデクレによる国立統計経済研究所（INSEE）の設立により、国立統計経済研究所において身元確認全国リストの管理及びそれに基づく国民ID番号の付与を行うこととなった。

1974年、国立統計経済研究所が1970年からコンピュータ処理していた身元確認全国リストをもとに各行政機関が保有する情報を統合しようとする「SAFARI計画」が公表され、社会問題化した。

現在、国民ID番号の利用は、非常に限定的なものとなっている。

6 韓国

効率的な住民管理体系の構築及び事務・行政能率の効率化等を目的として、1962年に住民登録法が制定された。住民登録番号は、住民登録法に基づき発行される住民登録証の番号として導入された。

当初は希望者のみ登録を行い、住民登録証を発行したが、1968年の法改正により全国民を登録し、住民登録証を発行することとなった。

7 シンガポール

1948年に、植民地政府により英国民に対してその身分証明・身元確認を行うため、国家登録法が制定され、身分証明書が発行された。身分証明番号はそこに記載された番号である。シンガポール独立後は、シンガポール内の全国民と永住者の身分証明等のために利用されるようになった。

その後、身分証明書の質と安全性を改善するため及び保有者のデータを更新するため、1966年と1991年の2回の全国規模の再登録事業が行われた。

8 オーストラリア

オーストラリアにおいては、全国民を対象とする住民登録制度は存在しない。納税者番号（TFN）は、1989年に所得税法に基づき導入された。制度導入の目的は、所得税に係る所得の効率的な把握と脱税の防止にあった。導入当初は、雇用関係（源泉徴収票に記載）に限定されていたが、1991年より一定額以上の所得を生じる金融取引にも拡大されている。なお、番号を告知することは必ずしも義務付けられてはおらず、告知しない場合には、最高税率による源泉徴収が適用される。

その後、社会保障給付の不正受給者及び脱税者の発見等の目的で他の行政機関とのデータ照合が行われている。

諸外国における番号制度の状況について

	アメリカ	カナダ	スウェーデン	デンマーク	韓国	フランス	オーストラリア
番号の名称	社会保障番号 (Social Security Number)	社会保険番号 (Social Insurance Number)	住民登録番号 (Personal Identity Number)	住民登録番号 (Civil Registration Number)	住民登録番号	国民ID番号 (Numero National d'identification)	納税者番号 (Tax File Number)
実施時期	1936年	1964年	1968年	1968年	1962年	1941年	1989年
人口	約2億5,791万	約2,875万人	約875万人	約519万人	約4,457万人	約5,753万人	約1,766万人
付番者数	約2億4,000万 (1991年より95%の納税者対象)	約3,080万人	約900万人	全国民及び定住外国人	約4,457万人(全人口)	全国民及び国内で生まれた外国人	約1,100万人
付番対象者	全ての市民、永住者、労働許可のある外国人	全国民及び外国人永住者	国内に居住するすべての個人	国内に居住するすべての個人	全ての韓国国籍を有する者	フランス国内で生まれた者(例外あり)、韓国国籍を有する者	所得税の対象となる所得を有する者及び社会保障を受ける者
付番主体	社会保障庁	人材管理及び開発省 (Human Resources and Development Department)	国家租税委員会	内務省中央個人登録局	内務部(事務を行うのは各準務所等)	国立統計経済研究所	国税庁
付番時点	出生時に付番するほか、申請があれば本人確認のうえ、付番	社会保険番号の申請があった時、本人確認のうえ、付番	国民:出生時 外国人:移住時	国民:出生時 外国人:移住時	出生時	出生登録時	納税番号取得申請時(申請による任意取得)
番号を利用している行政分野	個人のID、税務、選挙人名簿、年金、公的扶助等の社会保障、失業保険、運転免許、自動車登録、水道・下水道ごみ収集等の公共及び準公共機関による利用など	税務、年金、公的扶助等の社会保障、奨学金業務、労働者災害補償業務、旅客事務等の各種の行政分野	税務、社会保障、旅券、運転免許、医療、統計その他の行政分野	社会保障、健康保険、税務、教育、病院、選挙、統計等の各種の行政分野	医療保険、学校、社会保障、納税、旅券の発給その他の行政分野	選挙人名簿、国内登記簿、人口統計等の統計、公務員等の年金業務、社会保障 共済業務	国税庁所管業務、社会保障業務(年金、その他の給付)、奨学金給付制度、住宅取得補助、統計その他の行政分野
カード交付の有無	紙製の紙製のソーシャルセキュリティカード	プラスチック製の社会保険カード	カードは存在しない。	書面による通知のみで、カードは存在しない。	ビニールケースに入れた紙の住民登録証	カードは存在しない。原則として本人には番号告知しない。	書面による通知のみで、カードは存在しない。

170

171

諸外国の番号制度における個人情報保護対策

	アメリカ合衆国	カナダ	デンマーク	韓国
ファイル記録項目	氏名、性別、年齢、職業、住所、生年月日、その他個人識別情報	氏名、性別、年齢、住所、職業、生年月日、その他個人識別情報	氏名、性別、年齢(住所、出生、住所変更)、生年月日、職業、その他個人識別情報	氏名、性別、年齢、住所、職業、生年月日、その他個人識別情報
データの保有等に関する規制	法令等により認められた自らの活動目的に関連し、かつ、必要な情報のみを保有できる。	当該機関の事業又は活動に直接関係する情報のみを保有できる。	当該官庁の所掌目的に合致することが明らかな情報に限り、システムに基づきできる。	所掌業務の遂行に必要な範囲において保有することができる。
データの収集に関する規制	事実上可能な限り本人から収集しなければならない。付番申請の際、証書提出による審査が行われる。行政機関がSSNの提示を要求するには、法令上の根拠又は本人の同意が必要。	本人の同意がある場合を除き、可能な限り本人から直接収集しなければならない。収集の際にはその目的を告知しなければならない。政府機関がSSNの提示を要求する際は、その理由を明示する。	主要情報の更新については、個々の市民が地方登録事務所に出した文書により行われる。初期の登録は、出生時及び外国人の移住申請時に行われる。	センシティブな個人情報の収集については、情報主体の同意又は法律上の根拠が必要。住民の登録又は登録事項の訂正は原則として住民の申告に基づいて行う。
データの保管等に関する規制	公務員等の守秘義務。データの不正使用には罰則がある。	公務員等の守秘義務。データの不正使用には職務上の懲戒。	公務員等の守秘義務。データの漏えい等については罰則が適用。	公務員等の守秘義務。データの漏えい、不正利用等については罰則が適用。
他の機関へのデータ提供に関する規制	連邦レベルでは12項目の公開情報として提供される。	法令上の根拠を有する行政分野に限定して提供される。	他の公共機関へのデータ提供は、データ監督官の承認の後、内務省が決定する。	法律上の根拠がある場合にのみ他の行政機関に提供することができる。
情報の開示 開示等の請求	社会保障庁の規則、情報公開法、プライバシー法に基づき自己に関する個人情報の開示請求を行うことができる。	プライバシー法に基づき自己に関する個人情報の開示請求を行うことができる。	本人からの要求があった場合、速やかに本人に関するデータを原則として書面により開示しなければならない。	「公共機関の個人情報保護に関する法律」に基づき本人に関する処理情報の開示請求を行うことができる。 住民登録法に基づく開示請求。
情報の訂正等の請求	プライバシー法により認められている。	プライバシー法により認められている。	データファイル法により認められている。	個人情報保護法により認められている。
保有データの正確性・最新性の確保	プライバシー法により義務付けられている。	プライバシー法により義務付けられている。	データファイル法により義務付けられている。	個人情報保護法及び住民登録法により義務付けられている。
受領機関における個人情報等の結合(データマッピング)等に関する規制	プライバシー法により、受領機関がデータ結合を行う場合には、結合するデータの正確性を確保する必要がある。	法令上の根拠を有する行政分野の業務の範囲内における利用のみに限定されている。データ監督官の承認を要する。	提供に当たって、データが特定の目的のために利用されなければならないとの条件を付す。行政機関相互における情報の結合は、担当大臣の許可及びデータ監督官の承認を要する。	内務部は、受領機関に対し、使用目的、使用方法等について制限を行うことができる。
提供を受けられるデータの範囲	受領機関における利用目的の範囲内に限定。	受領機関における利用目的の範囲内に限定。	本人の同意や法令等の規定がある場合を除き、センシティブな情報は提供できない。	受領機関は利用目的、提供を受けたい情報の範囲を明らかにして請求。
受領機関の義務	公表された目的以外にデータを利用してはならない。	公表された目的以外には、提供された個人情報を利用できない。	目的の範囲内での利用を行わなければならない。	内務部の同意なしに他の機関に提供してはならない。

	スウェーデン	フランス	オーストラリア
ファイル記録項目	氏名、生年月日、出生地、住所 その他市民権、婚姻関係、再婚、 配偶者、子供等に関する事項	氏名、性別、生年月日、出生地 など	氏名、性別、生年月日、出生地、 住所、婚姻関係、再婚、 配偶者、子供等に関する事項
データの保有等に関する規制	データ処理の目的を定めて、センシティブ情報は、特にデータ処理の目的を定めて、データ処理を行う。 本人の同意を得る必要はない。 主権の移転については、目的の範囲内に限られる。 開示の目的、正確性の確保は行われる。	正当な理由がある限り、「国民の権利と自由の保護」(CNIL)の目的と見なされることがある。 適正な方法による必要。 収集に際しては本人に一定の事項を告知する必要。 センシティブ情報の収集には本人の明示の同意が必要。	法律上明白に規定されている場合又は義務履行に不可欠な場合に限り保有することができる。 法律の施行に必要な最小限度の情報のみ収集できる。 現法による制限のない収集の禁止。 収集の際に、目的、利用範囲等を告知する必要。
データの保管等に関する規制	秘密保護法による公務員の守秘義務 データの漏えい等には罰則適用	データ処理担当者の守秘義務 データの漏えい等に対しては罰則が適用。	情報公開法(オーストラリア)の適用が限られる。 不正アクセスの防止。
他の機関へのデータ提供に関する規制	データ検査院が必要な指示を行う。	CNILへの諮問を経た後、國務院の議を経たデクレの発布が必要。	法律で規定された行政機関に限り提供することができる。
情報の閲覧 開示等の請求	データ法に基づき、本人からの請求があった場合、ファイル管理責任者は、開示しなければならぬ。	国立統計経済研究所に対し、アクセス権を行使することができる。	プライバシー法、情報公開法に基づき自己の情報の閲覧 開示請求を行うことができる。
情報の訂正等の請求	本人より申し入れがあった場合、直ちに訂正し、訂正したデータを通知せねばならない。	アクセス権を有する者は、データの訂正等を請求することができる。	プライバシー法により認められている。
保有データの正確性・最新性の確保	データ法により義務付けられている。	CNILの監督の下、必要な措置を講じる。	情報公開法(オーストラリア)の適用が限られる。
受領機関における個人情報の結合(データ マッチング)等に関する規制	データ検査院が、必要な指示を行う。	CNIL、国民の権利と自由の保護、個人データの処理に関する規制が適用される。	所得税法、納税者番号ガイドライン等により利用範囲を限定。 情報公開法、情報公開法(オーストラリア)の適用が限られる。
提供を受けられるデータの範囲	データ検査院が、必要な指示を行う。	国民ID番号のみを提供できる。	必要最小限の情報の提供(オーストラリア)の適用が限られる。
受領機関の義務	自己のファイルのデータ更新、補充及び照合等のためにのみ利用可能。	番号の利用は任務の範囲内のみ。	目的外利用の禁止 適切な安全措置の義務付け

諸外国の番号制度における民間利用規制

資料10

	アメリカ合衆国	カナダ	デンマーク	韓国
民間機関等からのデータ照会について番号管理機関がデータ提供を行っているか	原則として、本人の書面による同意なしに、当該個人の情報を提供することはできない。 例外として、社会保障庁に雇用者の賃金の報告を行うため、雇用主に提供される場合には、本人の同意は不要。	原則として個人の同意なしに当該個人の情報を開示することはできない。 プライバシー法に規定されている13項目の例外が存在する。	公的機関に対する提供と同じくデータ監督局の承認の後、内務省が決定する。 民間の第三者は、特定したい個人の番号及びその個人と取引関係にあることを証明する必要がある。	以下の手続による。 ① 国民中央情報機関へのデータ開示申請、許可 ② 承認後、内務省へデータ開示申請 ③ 内務省の承認後、データ開示可能。
民間機関等が本人に対し番号の提示を要求することに関する規制	特に規制されていない。 SSNの提示が要求されるケースは多い。(クレジットカード等の発行申請、銀行ローン・住宅ローン等の申込、医療保険の支払請求、老人ホームへの入所申込など)	特に規制されていない。 多くの民間企業等においてSSNが利用されている。	特に規制されていない。 民間部門においては、顧客管理番号として利用されている。	特に規制されていない。
民間機関等が番号を利用すること(民間企業等が番号をもとにしてデータベースを作成すること等)に関する規制	SSNをもとにしたデータベースの作成自体は特に規制されていない。 民間企業における個人情報保護については、個別の法律により規制。	特に規制されていない。 民間部門における個人情報保護について、連邦政府は現在、標準プライバシー規則を自主的に採択するよう奨励している。	特に規制されていない。 民間部門においては、個人識別番号(個人番号)の取得、利用、開示、修正、削除、訂正、開示の権利がある。 また、個人識別番号の取得、利用、開示、修正、削除、訂正、開示の権利がある。	公共機関の例に準じた個人情報保護措置を講じなければならない。 関係中央行政機関の長は意見の提示又は勧告を行うことができる。
民間機関等による番号の不正使用に関する規制	プライバシー法において、民事及び刑事両方による罰則規定が設けられている。 社会保障法、税法においても、SSNの不正な使用に対する罰則が規定されている。	現在のところ罰則はなく、検討中である。	民間機関におけるデータファイルに関する法律の規定に反するファイル設置、データの不正利用等には、罰則が適用される。	個人情報保護法及び住民登録法において罰則規定が設けられている。

	スクエーデン	シンガポール	フランス	オーストラリア
民間機関等からのデータ照会について番号管理機関がデータ提供を行っているか	<ul style="list-style-type: none"> 民間機関等へのデータ提供を目的として、住民登録ファイルから抽出したスクエアーデン人口住所ファイル (SPAR) を構築し、SPAR から提供を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間組織又は個人が国家登録局等の政府機関から個人の身分証明書番号又はそれに関連する個人情報を入手することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「情報処理と自由に関する国家委員会」(CNIL)への諮問の後、国務院 (ナポレオンの議を経て) デルによって資格の手えられた民間の機関は利用できる (現実にはCNILは民間利用を厳格に規制している。) 	<ul style="list-style-type: none"> 本人からの委任を受けた者を除き、民間の第三者には提供されない (委任者は正当な権限を有することを証明する書面を提示する必要)。
民間機関等が本人に対し番号の提示を求めることに関する規制	<ul style="list-style-type: none"> 特に規制されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に規制されていない。 民間組織等が自己の業務のために、顧客や依頼人に対し、身分証明書番号を含む個人情報等の提示を求めることは慣習として行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に規制されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 税法で規定された者以外の民間の第三者が提示を要求することは禁止されている。 納税者番号ガイドラインでは、自己の番号を提示しない権利を認めている。
民間機関等が番号を利用すること (民間企業等が番号をもとにしてデータベースを作成すること等) に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> 民間機関によるデータベースの構築には、データ法により公的機関と同様の規制がなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に規制されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1991年12月のデル (課税、選挙) 法が民間機関の識別用番号、職の識別番号、個人識別番号 (個人番号) 等による規制 	<ul style="list-style-type: none"> 税法で規定された者以外の民間の第三者が番号に係る情報を利用することは禁止されている。民間の第三者が番号を利用できるのは税目的のみ。 権限なく番号及び番号に係る情報の提供を求めた場合及び利用した場合には罰則が適用される。 番号に対する民事上の賠償を求めることができる。
民間機関等による番号の不正使用に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> データ検査院のライセンス又は許可なしにファイル設置、データの利用・提供等を行った場合には、罰則の適用及びファイル没収がなされる。 データの不正利用には罰則適用 	<ul style="list-style-type: none"> 特に規制されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 番号目録の不正使用、データの漏えい等について、罰則が規定されている。 	